

令和元年第3回定例会

一宮町議会会議録

令和元年9月18日 開会

令和元年9月18日 閉会

一宮町議会

令和元年第3回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（9月18日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の行政報告	4
一般質問	9
吉野繁徳君	9
志田延子君	16
藤乗一由君	20
小関義明君	31
袴田忍君	32
大橋照雄君	38
小林正満君	51
鶴沢一男君	56
認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託	59
報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑	63
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	67

議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
諮問案第 1 号の上程、説明、質疑、採決	86
同意案第 1 号の上程、説明、質疑、採決	88
閉会の宣告	92
署名議員	93

第 3 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

9 月 18 日 （ 水 ）

令和元年第3回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和元年9月18日招集の第3回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊	
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄	
5番	小	林	正	満	6番	鶴	沢	清	永	
7番	鶴	沢	一	男	8番	藤	乗	一	由	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	志	田	延	子	12番	森		佐	衛	
13番	鶴	野	澤	一	夫	14番	小	安	博	之

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬	淵	昌	也	副町長	川	島	敏	文
会計管理者	小	柳		薫	教育長	藍	野	和	郎
総務課長	塩	田		健	秘書広報課長	鶴	岡	治	美
企画課長	渡	邊	高	明	税務課長	秦		和	範
住民課長	鎗	田	浩	司	福祉健康課長	森		常	麿
都市環境課長	土	屋		勉	産業観光課長	田	中	一	郎
オリンピック 推進課長	高	田		亮	子育て支援 課長	中	山	栄	子
教育課長	峰	島	勝	彦					

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸	岡	昇	書記	関	谷	智	香	子
------	---	---	---	----	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告
日程第五	一般質問

- 日程第六 認定第 1号 平成30年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第七 認定第 2号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第八 認定第 3号 平成30年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第九 認定第 4号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十 認定第 5号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十一 報告第 1号 平成30年度一宮町健全化判断比率について
- 日程第十二 報告第 2号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
- 日程第十三 議案第 1号 一宮町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十四 議案第 2号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十五 議案第 3号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第十六 議案第 4号 令和元年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定について
- 日程第十七 議案第 5号 令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第十八 議案第 6号 令和元年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第十九 議案第 7号 令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定について
- 日程第二十 議案第 8号 一宮町立一宮中学校普通教室棟空調機設置工事の請負契約締結について
- 日程第二十一 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第二十二 同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

開会 午前 9時02分

◎開会の宣告

○議長（小安博之君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただき、まことにご苦労さまです。

先週、関東を直撃いたしました台風15号により被害に遭われた町民、また県民の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

本定例会は、6月議会定例会と同様に地球温暖化対策と節電対策を目的に、ノーネクタイで議会を開催いたします。

なお、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

ただいまから令和元年第3回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小安博之君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小安博之君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは町長の行政報告を初めとして、各会計の決算認定5件、健全化判断比率等の報告2件、条例の一部改正3件、補正予算4件、工事請負契約1件のほか、人事案件が2件であります。

また、一般質問は8名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については本日1日といたしたいと思っております。

以上で議会運営委員会からの報告を終わりといたします。以上です。

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでございました。

◎議事日程の報告

○議長（小安博之君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小安博之君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

6番、鶴沢清永君、7番、鶴沢一男君、以上、両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（小安博之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小安博之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、平成30年度一宮町各会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書、平成30年度一宮町健全化判断比率などの審査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、一宮聖苑組合議会議員から議会概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付いたしております。これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（小安博之君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和元年第3回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

このたびの台風15号により、被災された皆様並びにそのご家族の皆様、心よりお見舞いを申し上げます。被災された皆様の生活が一日も早く平穏に復することをお祈り申し上げます。

本定例会では、補正予算に対する案件など、合計17案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、町政運営の概況をご報告申し上げます。

まず、総務課所管の業務についてであります。

平成30年度の決算状況についてご報告いたします。

一般会計を初め、全ての会計につきまして5月31日に出納の閉鎖をいたしました。決算規模につきましては、一般会計と特別会計を合わせ、歳入額77億2,166万円、歳出額73億9,688万円となり、歳入歳出の差し引き額は3億2,478万円でございます。

本定例議会において、平成30年度各会計の決算認定をいただきたく、決算書及び関係書類を提出しておりますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、本定例議会で報告いたしますが、算定の結果、指標は全て基準値を下回り、健全な財政状態を保つことができました。

次に、企画課所管の業務についてご報告申し上げます。

東京2020オリンピックサーフィン競技大会開催地の町独自イベント企画立案の業者選定に関しましては、7月5日にプロポーザル審査会を開催し、株式会社近畿日本ツーリストに決定いたしました。9月2日に開催いたしました長生郡市・夷隅郡市サーフィン競技応援連絡協議会内で開催概要をお話しし、各市町村に協力を依頼いたしました。今後、町内外の方々にイベント出店希望調査を行ってまいります。

続きまして、オリンピック推進課所管の業務についてであります。

まず、町が運営する都市ボランティアにつきまして、最終的に371名の応募がございました。書類審査や面接を行い、6月下旬に約150名を選考させていただきました。11月に行われる千葉県共通研修受講後、令和2年3月ごろには採用通知を発送する予定であります。

続きまして、7月13日に町主催による大会開催1年前記念イベントを一宮海水浴場で行い

ました。当イベントは例年開催されている観光協会主催のはまぐり祭りと同様開催したこともあり、非常に多くの方々にご来場いただき、オリンピックの雰囲気や当町の海のすばらしさ、そしてサーフィンの魅力をより多くの方々を感じていただけました。今後の活動といたしましては、各種イベントにおいてオリンピックブースを設け、機運醸成に励むとともに、今後とも町民の皆様には正確な情報を迅速に提供してまいります。

続けて、福祉健康課所管の業務についてであります。

初めに、健康事業の関係です。

6月議会において予算化をいたしました風疹の追加的対策であります。今年度の対象である40歳から47歳までの男性717人に対し、7月に抗体価検査とワクチン接種が無料となるクーポン券を発行いたしました。現在のところ、8月末の時点で56人の方々が抗体価検査を受けられ、そのうち12人の方々が抗体価が低いためワクチンの接種が必要という結果になりました。今後も抗体保有率の上昇が図られるよう、受診率の向上に向けた積極的な呼びかけ、啓発に努めてまいります。

次に、介護保険事業の関係です。

令和3年度から始まる、第8期事業計画の策定に向けた今年度の取り組みとして、地域課題の把握や社会資源を発掘するため、要介護の認定を受けていない在宅高齢者を無作為で抽出し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を進めてまいります。あわせて、要介護の認定を受け在宅で介護サービスを利用している皆様の意向を調査するため、在宅介護実態調査も実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続けて、産業観光課所管の業務についてであります。

まず、農業関係について申し上げます。

最初にため池関係ですが、昨年12月に堤体が陥没した二又池につきまして、現在、土質調査、測量調査及び実施設計が終了しております。今後、県営ため池等緊急整備事業等を活用した中で改修工事を行い、ため池機能の回復を図ってまいります。

次に、ヒマワリの種無料配布についてですが、2020東京オリンピックサーフィン競技の機運醸成のため、夏のエネルギーの象徴であるヒマワリの種を無料配布いたしました。皆様のご協力により町内各所でヒマワリが開花し、オリンピック機運を高められたと考えております。

続きまして、商工観光について申し上げます。

毎年好評でありますプレミアム商品券事業についてですが、町内の消費喚起と地域活性化

を目的として、町内約200店舗で利用できるプレミアム10%の商品券を一宮町商工会で、7月5日より販売したところ、大変盛況のうち完売となりました。今後は、期限内に使用していただくよう広報など引き続き関係機関と連携して進めてまいります。

また、10月に予定される消費税及び地方消費税の10%への引き上げにより、住民税非課税者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を喚起、下支えすることを目的に、プレミアム付商品券を発行します。これに伴い8月6日より住民税非課税の方々を対象に申請受け付けを行っており、対象となる方々には9月下旬に引きかえ券を送付し、10月より商品券の販売を行います。円滑な事業実施に向け、引き続き周知してまいります。

続いて、夏季観光についてご報告いたします。

一宮海水浴場ですが、7月13日から8月19日までの38日間開設いたしました。7月13日の海水浴場開き時には南九十九里はまぐり祭りを開催し、海の魅力を伝えるとともに、千葉ブランド水産物であります九十九里地ハマグリの販売や、ハマグリ拾い、地元の新鮮野菜の販売等を行いました。また、同会場にてオリンピック1年前イベントを開催したこともあり、県内外から約4,000人の観客がお見えになり、大いに盛り上がりました。

海水浴場の入れ込み客は約2万170人となり、昨年に比べ約43%の増となっております。

次に、恒例の納涼花火大会は、8月3日の土曜日に好天のうちで行うことができました。今回も昨年と同様に、君津市にあります福山花火工場に打ち上げをお願いし、海上での水中花火など、夜空に大輪の花を咲かせ、訪れた来客者約4万5,000人からは歓喜の声が上がるなど大変好評でございました。厳しい経済状況の中、町内外の皆様から多額の寄附をいただき、改めて感謝申し上げる次第でございます。

続いて、8月16日には、一宮川燈籠流しが行われ、お盆の伝統的な風物詩ということで、幻想的な灯を放つ1,000灯に及ぶ灯籠に一夜の夕涼みを兼ねて、約2,000人の観客が来場されました。また、灯籠を作成してくださった方々や流す作業にご協力いただいた方々に感謝申し上げます。

次に、第44回上総国一宮まつりは、9月7日の土曜日に駅下で開催いたしました。当日は上総おどりに加え、アトラクションとして町内の小中高の児童生徒による、東浪見甚句や一輪車の演技、マーチングバンド、中学校と商業高校合同による演奏などが披露されました。

また、各団体によるよさこいソーランや和太鼓の演奏のほか、空手演武などが繰り広げられ、一体感のある祭典とすることができました。これらの事業が無事終了できましたのも、

警察、消防を初め、各関係団体のご協力のおかげと深く感謝申し上げます。

続いて、都市環境課所管の業務についてであります。

まず、町道の工事関係ですが、通常行っている新設改良工事、道路維持工事については8月初旬に第4回目の発注を行いました。国庫補助事業である町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの道路改良工事につきましては、昨年度までに農地区間の第1工区が完了し、今年度より第2工区に着手いたしました。今年度は6月に用地測量業務、9月には道路詳細設計業務を発注いたしました。

一宮川の津波対策については、新一宮大橋からの上流について、かさ上げ工事を千葉県で順次発注しております。

次に、交通安全対策工事関係ですが、8月下旬に行われました通学路安全プログラムに基づく点検結果を踏まえ工事を発注する予定であります。

次に、環境関係ですが、8月31日に長生地区九十九里海岸クリーン対策協議会、そして、一宮川等流域環境保全推進協議会、両団体主催の一宮海岸の清掃活動をボランティアの方々、一宮川流域の関係企業、団体及び市町村合同で実施をいたしましたところ、895名の方に参加をいただきました。まことにありがとうございました。おかげさまで、可燃ごみ480kg、不燃ごみ20kg、流木及び竹640kgを回収することができました。

また、10月19日には、ボランティアの方々による一宮川の中之橋から上流の堤防草刈りを実施する予定であります。

続いて、教育課の所管の業務について申し上げます。

今年で7回目を迎える一宮町、長生村、白子町合同での中学生海外交流研修事業が実施され、7月30日から8月8日までの10日間、オーストラリアのブリスベンにおいて、ホームステイによる研修が行われ、一宮町からは9人、長生村12人、白子町8人の計29人の生徒が参加いたしました。

10日間の滞在期間中には事故もなく、天候にも恵まれ、現地学校の生徒やホストファミリーを通じて貴重な語学体験ができ、有意義な研修であったとの報告をいただいております。

また、2つの小学校では、夏休み中における児童の学力向上と学習習慣確立の一助を目的としたサマースクールが、東浪見小学校では7月22日から7月25日まで、一宮小学校では7月26日から8月5日まで、それぞれ4日間にわたり行われました。学習指導には一宮商業高校、大多喜高校、茂原高校の生徒たちにもご協力をいただきました。参加した児童は、1年生から6年生まで2校合わせて151人に上り、大変充実した取り組みとなりました。

このほか、新しく外国語指導助手、ALTとして7月31日にデイビッド・モックさんをアメリカから迎え、2学期から小学校で英語指導に当たっていただいております。外国語指導助手については昨年度より2名に増員しておりますが、小中学校におけるさらなる英語教育の充実と国際教育の推進に力を入れてまいります。

次に、社会教育関係については、6月16日から7月28日にかけて長柄町をメイン会場として第60回長生郡民体育大会が開催されました。各種目で熱戦が繰り広げられ、軟式野球、ソフトテニス男子、バドミントン男子、ゴルフ、バレーボール女子、ソフトボール、空手道、インディアカの8種目で優勝、昨年の雪辱を果たして総合優勝となりました。

文化財保護といたしまして、7月に教育委員会会議で待山遺跡出土遺物が有形文化財として町の文化財に指定されました。指定された文化財は、どろんこ保育園を建設する際に発掘調査で出土したものであります。文化財は町の歴史を物語るものであるため、これからも守り続けてまいります。

終わりに、この定例会に認定5件、報告2件、条例の一部改正3件、補正予算案4件、契約1件、諮問案1件、同意案1件を提案いたしましたので、よろしくご審議賜るようお願いを申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（小安博之君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（小安博之君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることができませんので、念のため申し添えます。

◇ 吉野繁徳君

○議長（小安博之君） それでは、通告順に従い、10番、吉野繁徳君の一般質問を行います。

10番、吉野繁徳君。

○10番（吉野繁徳君） 10番、吉野です。

まず初めに、この8日、9日に起こった台風15号における災害を受けた一宮町町民の皆さんにお見舞いを申し上げます。

それで一般質問に当たりましては、通告どおりさせていただきます。

来年の5月には町長選挙が予定されておりますが、オリンピックの成功はもちろんのことでございます。そのオリンピック開催効果を今後、町発展にどう生かすかが重要であると考え、そこで私は町長の政治姿勢についてお伺いいたします。

オリンピック開催まで1年を切り、上総一ノ宮駅東口開設工事やオリンピック会場となる釣ヶ崎海岸の整備が着々と進んでおります。そして、波乗り道路沿線には商店やアパートが相次いで開設されているなど、我が一宮町は世紀の大イベントに着々と変貌を遂げつつあります。

そのような中で、オリンピックを控えた来年5月、町長選挙が見込まれることから、この一大イベントに対し、町の顔である町長を誰が務めるかについて、町民はもとより我々議員も関心が高まりつつあります。一方では、町民からオリンピックに浮かれているより町の課題にしっかり取り組んでもらいたいと、そのような声、町長は公約を守っていないのではないか、町長は議会や役場職員と関係がうまくいっていないのではないかというような声が少なからずも聞こえてまいります。

私は、この4年間はオリンピックを成功させることは当然のこととして、オリンピック開催後の効果をこの町の発展に着実につなげられることのできるリーダー、あわせて厳しい財政状況のもと、福祉、教育、環境、防災、道路など我が町が抱えるさまざまな課題の解決に町民、議会、役場職員、一致団結して取り組めるようなリーダーが必要だと考えております。

そこで町長に、次の3つの点についてお伺いいたします。

1点目は、町長は就任以来約3年半が過ぎましたが、この間の実績をどのように評価しておるのか。

2点目として、町が抱えている問題と将来の一宮町のあるべき姿を、どのように考えておるのか。

最後に3点目でございますが、みずから考える町のあるべき姿に対し、実現するために引き続き2期目の町政を担う意思があるのか。

この3点を質問させていただきます。よろしくご答弁願います。以上です。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 吉野繁徳議員から頂戴いたしましたご質問にお答えを差し上げたく存じます。

まず、1点目の就任以来約3年半の実績について、どのように自己評価しているかということについてお答えを差し上げたく存じます。

就任以来の3年余りで、私個人といたしましては十分許容できる範囲の成果を上げることができたと、私自身は考えておる次第であります。まず、オリンピックの実施のための準備でありますけれども、ハード、ソフト両面から妥当かつ満足できる成果を上げてきたと考えます。

まず、上総一ノ宮駅東口の開設であります。この問題につきまして、さまざまな回路を通じて、30年来の懸案であった本事業を実現させることができました。また、その費用負担につきまして、たび重なる協議を通じまして、千葉県による工事費半額補助をいただくことができました。町の負担は3億4,000万と小さくはない額であります。私は本事業が今後の一宮町と地域の発展に大きく資するものであることは間違いないと考えるものであります。本事業については、今回が恐らく実現の唯一の機会であったと考えます。それを的確につかんで形にいたしましたことにつきまして、私自身は肯定的に評価をいたしておる次第であります。

また、神門踏切の拡幅につきましても、千葉県から文書による工事实施の通知をいただいております。これもご存じのとおり、長年の懸案事項でありました。私の今期の任期中に実現の見通しを得られたことにつきまして、私自身大変うれしく存じておるところであります。

また、釣ヶ崎海岸のオリンピック会場関係の整備につきましてですが、千葉県との協議を順調に進め、約1haの自然公園の整備計画をまとめました。町の負担する建物部分につきましても、十分な、半額以上という外部資金の獲得の上に建設を具体化させてきたものであります。私は、これも十分評価し得る形になっていると考えるものであります。

一方、ソフト部分でも2年前、1年前イベントを成功させ、QS6000のサーフィン大会の実施を通じての機運醸成につきましても、曲折を伴いましたが、最終的には許容できる形で遂行することができたものであります。こうしたことでオリンピックの準備にかかわる各事

項、確実に的確に遂行することができたと考えております。

そのほか、町に固有にかかわる事業につきましても、個別に説明さしあげることは煩瑣にわたりますので、総括的に申し上げる、重点的なことだけ申し上げることにさせていただきますが、2つの小学校、1つの中学校へのエアコンの設置、いちのみや保育所の保育室の増築、駅前の観光拠点施設の整備、特産品開発のための補助制度の創設、白子町、長生村、JA長生との合同による長生農業独立支援センターの創設、また、外国語による町の紹介メディアの開発、学校教育、社会教育両面での英語教育の充実など、新しい事業に取り組み、形としてまいりました。同時に、前執行部からの直接の継承案件として、保育園の移転、民営化と地方創生事業は、核心部分を引き継ぎながら着実に形にしてまいりました。

私は、公約に掲げたこと、そして町の固有の事業、また前執行部から引き継いだこと、いずれもしっかりとした結果を出してくることができたと、みずからは評価しているところであります。

以上のように、政策的な成果につきまして、私自身は一般的に許容できるレベルの成果を上げてきていると考えるものであります。

また、就任時から、私は意識的に現場にできる限り身を置き、そしてそこで学んだものをベースに町政運営の方向を定める、そうした姿勢を貫いてまいりました。

職員の諸君との信頼関係の構築には特に意識的に取り組んでまいりました。これについては、私は一定の成果を上げたものと考えております。さまざまな政策の立案、遂行につきましては常に意見の交換、協議を絶やさず、また、問題やミスが発生したときには、担当のスタッフに任せるのではなく、私自身も先頭に立ってその処理、解決に努めてまいりました。これによりまして、私は職員の皆さんとは深い信頼関係を取り結ぶことに成功していると考え次第であります。

またさらに加えて、町の各種組織、そして一般の町民の方々、そうした皆様がなさる活動にはできる限りみずから参加をさせていただき、課題と成果を共有するように努めてまいりました。

議会の皆様とは、できる限り融和を図らせていただき、あとう限りのご理解を議員各位の皆様から得られるよう精いっぱい努力をしてまいったと考えるところであります。

以上の全体を総合して考えますと、私自身としては、町長として与えられた権能をこの3年半、十分に発揮し、合格点の成績を上げてきたと評価するものであります。

しかし、防災、防犯、交通安全などの課題については、なお多くの問題に取り組み中の段

階であります。公共施設の老朽化対策や今後の高齢化と人口減の時代に対応するまちづくりビジョンの策定などはインバウンドを中心とする観光に、町のさまざまな産業活動を絡めていく必要がある。こうした基本方針を据えたレベルにいまだとどまっているということもできます。これらの課題には今後も引き続いて取り組む必要があると考えるものであります。

したがって、私自身のみずからの評価といたしましては、私の執政に対する評価は、テストでいえば80点くらいと考えるものであります。

次に、2点目のご質問についてお答えを差し上げたく存じます。

将来の一宮町のあるべき姿について、私の考えを差し上げよというご質問でございます。まず、全国的な急速な人口減と高齢化率の上昇という趨勢の中で、一宮町のみが人口を大幅にふやしていくという選択は、現実にはあり得ないものだと思います。現在の人口から若干ふえるレベルが、現実的な目標であると考えます。

一方で言えば、一宮町は現在でも一定数の社会増がございます。そして新規に一宮にお住まいになられた住民の方々も一宮町の自然、文化環境に対する満足度は全体に高い傾向にあります。そこで考えますと、現在の市街地を国道・玉前神社周辺と、そして海岸の県道周辺という2つの中心地に有し、さらに東側には海岸線が展開し、町東部の平たん地、2つの市街地の間には農地が展開し、西部には里山が展開するという、この町の現在の縁を大きく変化させるのは得策ではないと考えます。つまり、現在の一宮町の形が各種要素の配合も含めてよい形でできているので、それをベースに今後も考えていくべきだと思うところであります。

また、産業的には大企業、大工場の進出などが我が町にとって非現実的な選択肢であると思います。また、そうした大企業、大工場の進出などを迎えた場合、一宮町のあり方が現在のあり方とは本質的に違ってしまうことになります。一宮町が本質的に違う属性の町となってしまうことから、私はこうしたことは必ずしも望ましいこととは考えておりません。

また、農地や丘陵を大規模に造成して、広大な住宅地をつくるということも非現実的な選択肢であるというふうに考えるものであります。

以前の議会のご質問に対する私の答弁でも申し上げたことがございますが、中小の事業者の方が多く集まって、東京方面、千葉方面への勤労者の方々の経済力と相まって、そしてそういう方々のお力をもって町を経済的に支えるという現在のあり方、これをさらに増進していくことが正しい道だと私は考えます。等身大の町のあり方を続けることがよいことだと思っております。

一方で日本は人口も減り高齢化も進みますので、消費の規模は将来、現在よりも縮小していくことが予測されます。その中で日本の国内の消費だけに頼った産業構造では、縮小していく日本社会の中で衰亡していく将来しか展望ができません。

そこで、我が国の政府も現在強調しておりますが、外国からの来訪者、いわゆるインバウンドの皆様の消費の獲得に期待をかけていく必要があると私は考えます。一宮町のサーフィン、そして玉前神社を中心とする伝統文化、さらには自然、農業、各種サービス業、宿泊業など、全体として外国の方々ともご一緒に楽しめるものとして、観光を軸に統合していく必要があると考えます。

これによって、地域の雇用を増加し、若者も地域にとどまり、また外からも続けて移入してきていただけるようにしていくことが必要だと思います。

特に、オリンピックで初めてのサーフィン競技を開催した町ということは、オリンピック後も町の知名度の決定的なアップ要因として長く残る正の遺産となると考えます。外国の方々にはサーフィンに興味のある方も、それ以外のさまざまなものにも目を向けていただくそうした傾向があります。そこで、そうした方々への有効な宣伝広告を行うことを通じて一宮町への来訪を促すことが大いに可能になると思いますし、それを実施していく必要があろうかと思えます。

全体として私が考えますには、現在の一宮町のさまざまな構造を温存しながら、その経済力を上げていく努力をすることが、官民ともに最も肝要であると考えます。その努力の中で、またそれと並行して地域の内部あるいは外部との社会的な交流の力、あるいは文化創造の力などを高めていくべきであると考えます。

一宮町の住民の皆様は、現在でも地域に対する愛情と誇りが非常に強い皆様であります。今後もこれを強化できる方向に進むべきだと私は強く思います。私の個人的なイメージを踏まえて言えば、これも以前議会で私が言及させていただいたことですが、鎌倉市のあり方がある種のモデルとして当面の目標としていくことも可能であろうかと考えております。

一方でインフラ的には、外部と一宮町を結ぶ自動車道などの整備はなおも不十分であります。続いて努力が必要です。一方で、町の中につきましては、高齢化の流れの中で、今後市街地では自転車や歩行を中心とした移動形態を中心とする、そして自動車での移動はその市街地中心部の外までとした、そうした市街地区によるすみ分けなども必要になってくると考えます。町周辺部にお住まいの方で自動車運転ができない方の移動手段としては、一方で新

たな公共交通のシステムも必要であろうと考えます。こうしたことなどについても、今後は取り組んでいくべき課題だと考えております。

一方でさらにつけ加えて申し上げれば、一宮町の直接的なコントロール下にある組織、機関ではございませんが、JR外房線、そして一宮商業高校の存在といったものは、一宮町にとっては生命線であります。この現在レベルでの外房線、そして一宮商業高校の活力を維持できるよう、また増進できるよう、町はさまざまな回路で両者への協力を図っていく必要があると考えております。

公共施設などについて私の私見を申し上げれば、メンテナンスが容易で長もちし、バリアがない平家を中心とした形に改めて、将来的な維持更新の負担をできるだけ小さくしていく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、先ほど来何度か申し上げましたが、一宮町の今後のあり方につきましては、現在の一宮町のよいあり方を大きく変えるものであってはならないと考えております。今の一宮町のすぐれたあり方を前提に、質的増進、向上を図っていくのが正しい選択だと私は考えます。

さて、3点目のご質問についてお答えを差し上げたく存じます。

私が考える町のあるべき形を実現するため、引き続き2期目の町政を担う意思があるか否かというご質問でございます。

私といたしましては、現在までの1期目の成果を踏まえて、不十分な箇所、先ほども申し上げました防災、防犯、交通安全、学校教育、社会教育の質をさらに上げるなど、多くの課題がこれからまだございます。こうした不十分な箇所を補い、さらに町の力量を増進させていくために、引き続いて2期目の任務を担わせていただきたいと強く考えるものであります。

町の各方面にわたって隅々まで、みずから皆様とご一緒に現場を共有するという事を通じて理解を深めてきた努力を前提に、また幅広い町民の皆様と結ばせていただいた幅広いご縁を前提に、さらには職員の皆さん、そして議員の皆さんと構築をさせていただいた深い信頼関係をもとに、オリンピックという大きな事業をまず成功させ、その正のレガシーを形にするとともに、町固有の各種の課題にしっかり取り組んで成果を出していくため、引き続いて町長として努力をさせていただきたいと存ずる次第であります。

以上、3点にわたってお答えを差し上げました。ありがとうございました。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

吉野繁徳君。

○10番（吉野繁徳君） 吉野です。ご答弁ありがとうございます。町長、引き続き2期目、出馬するということですので、ご健闘を祈ります。

吉野、質問終わります。以上です。

○議長（小安博之君） 以上で、吉野繁徳君の一般質問を終わります。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（小安博之君） 次に、11番、志田延子君の一般質問を行います。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。

まず質問の前に、今回災害を受けた方たちの一日も早い通常の生活に戻れるようなことを祈念いたしまして、皆様に心からお見舞い申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

まず、一問一問で答弁をいただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○11番（志田延子君） それでは、オリンピック開催時のイベントについて伺うということで、大会会場は組織委員会が全て企画運営するとお聞きしております。町が独自のイベントを企画していると思うが、現時点ではどのようなイベントにするか、内容を伺いたいということで質問いたしました。この一般質問を提出後、9月3日の千葉日報に長生・夷隅郡市の行政、それから関係団体が情報共有を行う第4回応援連絡協議会が2日に行われ、町が競技開催期間中に開催する独自のイベントの内容、案ですけれども、説明し、各市町村に参加要請をしたと掲載されておりました。

大分詳しく書いてございました。しかしながらこの新聞を読んでいる方は、やはりあんまり多くはないと思いますので、現在わかっているだけでよろしいんですけれども、どんなようなことを考えているかをお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 答弁をお願いします。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、志田議員の1点目のイベントに関するご質問でございますが、現時点での予定としまして、内容等をお答えいたします。

まず、イベントの趣旨でございますが、オリンピック開催期間中に国内外から訪れる多くの観客や大会関係者と地域住民の皆様がオリンピックの感動や祝祭感を共有し、交流を深めていただけるよう、また、地域の文化を国内はもとより世界に向けて発信できるよう、町が周辺市町村の協力を得ながら開催するものでございます。

イベントの概要でございますが、開催期間はオリンピック大会サーフィン競技の日程に合わせて、来年令和2年7月26日日曜日から8月2日日曜日までの8日間、時間は日中の暑さ等を考慮しまして、いずれも午後4時から午後8時までを予定しております。

開催場所でございますが、役場庁舎駐車場、保健センター前駐車場、保健センター、中央公民館等を利用する予定でございます。会場内でございますが、各種ブースとステージを中心としたレイアウトとし、ブースには地域が誇る名産品や魅力ある飲食物の展示、販売コーナー、縁日や伝統的な日本の遊びなどの体験コーナー、サーフィン関連の展示、体験コーナーなどを配置するとともに、ステージでは地域の伝統芸能や舞踊、演奏などを住民の方々へ披露していただきたいと考えております。

今後、町内を初め、近隣市町村等に向けイベントの出店希望調査を行い、出店者の調整を行った上で、会場内で観戦した方々はもとより、観戦がかなわなかった方々にも一宮でオリンピックが開催されてよかったと心から思っただけけるよう、また、オリンピックの開催を地域の魅力の発信と発展に着実につなげられるよう、イベントの企画の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

志田延子君。

○11番（志田延子君） 答弁ありがとうございました。そうですね、とても詳しくお答えいただきまして、そして調査をするということでございますので、皆さんからさまざまなご意見をお伺いして、どのようにしたらいいかということと、それとこの新聞の中に馬淵町長が地域の文化と力を一緒に示したいというふうにお書きになっていらっしゃいます。これはとても大事なことです。ましてこの7市町村の中に、それからいすみ市とか、御宿町とか勝浦市も含めてですよね、皆様それぞれのすばらしいものがあると思うので、ぜひこれを成功させるために私たちも一生懸命になって一緒にご協力してやりたいと思っております。

先日、私たちNPOのほうで県のほうと一緒にやりました、浴衣を着て一宮の町を歩こうということでございましたが、8月16日の燈籠流しの日にも皆さんにいらしていただきまし

た。そしてこの間の9月13日のお祭りの日はアルゼンチンだとか、それからアメリカの留学生だったんですけれども、黒人だったんですが、とても喜んでくださって、皆様浴衣を着て、こんなすばらしい体験ができるんだっただらということで楽しまれておりました。だから、そういうこともみんな一緒になってやっていただけたらと思って、そして千葉日報さんと読売新聞さんに掲載されまして、読売新聞さんさすがに着物の寄附を募っていると言ったら五、六人の方たちが着物を寄附してくださって、着物だけでなく下駄だとか、そういうものもございました。

○議長（小安博之君） 志田延子君に告げます。質問があれば続けてください。

○11番（志田延子君） ぜひだからこういうようなことを皆さん、ちょっとこういうことだけでも成果があったということで一緒になってやっていきたいなということでございますので、応援しておりますので、頑張ってやっていただきたいと思います。

1点目の質問はこれで終わりにさせていただきます。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

いちのみや保育所から県道一宮停車場線までの道路についてですが、現在車の交差に支障を来していると聞いております。何カ所か交差できる待避所を設置できないか、またはそれにかわる対策を考えていただければという皆様ちょっと要望がございましたので、ぜひこれについてもお伺いしたいと思っておりますのでお答え願います。お願いいたします。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 本件につきましては、議会でも取り上げられた経緯があり、町といたしましても道路整備計画プロジェクトチームを設置して検討を重ねており、水路の上にふたをすることや、田んぼの一部を買い上げて待避所を設けるなどの案が出されましたが、強度の面や経済的な面で実施には至らず、まずは交通量が分散されスムーズな通行ができることを考えました。

保育所前の道路を南から北に向かい、最初の交差点を東に折れて、下ノ原通りに迂回する案を入所式の際に保護者の皆様にお申し現在実施しておりますが、今のところ不便の訴えや交差時の接触などの問題はないと聞いております。

今後は迂回ルート交通状況を見ながら、必要に応じた対策を検討してまいります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

志田延子君。

○11番（志田延子君） ありがとうございます。保護者の方たちと園児が安全に、皆様理解していただいてそのようなことになっているんだっただらば、それはよろしいと思いますが、できるだけまたもっともっといいような方法がありましたらば考えていただきたいと思います。

一応この要望をなされた方にはそのような説明をしましたら、では保護者の方たちが納得しているんだっただらそれはそれでいいということでございますので、またこれからもよろしく願いいたします。

それでは、3点目の質問をさせていただきます。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○11番（志田延子君） 南総一宮線の早期開通についてですね、当議会でも何度か取り上げられ、私も平成30年の第2回定例会でも質問いたしました。町民の多くが関心を持っているので、再度南総一宮線が一日も早く国道128号線と接続するように願いを込めて、今までの進捗状況をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 質問を終わりました。

答弁願います。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 現在までの進捗状況につきまして県に確認したところ、工事延長約1kmのうち、令和元年度8月末時点で用地の取得率は面積ベースで9割弱、供用済み区間延長は350mと聞いております。

町といたしましても、交通渋滞の解消や防災面におきましても、主要道路として位置づけられておりますので、事業主体の県と力を合わせて早期開通に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

志田延子君。

○11番（志田延子君） ありがとうございます。県のほうにも確認していただいたということ、とてもありがたいと思っております。

何しろもう40年以上たっています。ぜひこの道路は災害時だとかそれから輸送、それと玉

前神社のあそこの道路の解消にもなりますので、ぜひ何度でもできるまで質問をさせていただきたいと思いますので、これからもどうかよろしく願いいたします。

以上でもって、私の質問は終わりにいたします。

○議長（小安博之君） 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

会議開会后1時間経過いたしましたので、ここで15分程度の休憩といたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時17分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（小安博之君） 次に、8番、藤乗一由君の一般質問を行います。

8番、藤乗一由君、どうぞ。

○8番（藤乗一由君） それでは、大きく3点、質問を上げさせていただきましたので、一つずつ区切らせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○8番（藤乗一由君） 1点目です。

町内の防犯についてお伺いいたします。

4つの項目についてまずお聞きしたいと思います。

はじめに、現状では、防犯についてどのような問題があると把握されているのでしょうかということ。

2点目、防犯灯や防犯カメラ、これらについても、さまざまにいろいろな地区から意見、要望があると思われま。しかし、防犯カメラの設置などについては、設置の地区に偏りがあるように見受けられます。これについて今後どうする考えかというところをお伺いします。

3つ目ですが、学校、それから保育の現場、こうしたところからのご意見もいろいろ上げられていると考えられます。どのような状況なのかと、どのようなものが上がっているのかということについてお伺いいたします。

4つ目ですが、周辺の市町村、県内でも、それぞれに自治体独自に防犯計画というのを策定して対策を進めているところがふえております。これは、災害に対する防災計画というのと同じような、それに当たるようなものです。この防犯ということを考えるときにベースに

なる防犯計画、これについて当町でも同様の対応を進めていくべきではないかと考えます。それについていかがでしょうかということです。

また、児童生徒や通園時の防犯、これを考えるときに、意味合いが多少異なりますが、交通安全という側面も切り離せない要素となってまいります。同時に、これは連携して考えなくてはならないというものだと思います。特に、防犯カメラを設置した場合には、防犯という側面だけでなく、交通安全に対するある種の抑止力という意味合いも大きいですし、記録という意味も大きいです。そうした視点も備えた上でお答えをいただきたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、藤乗議員の1、町内の防犯について伺うについてお答えいたします。

まず1点目のご質問でございますが、町の犯罪状況は、千葉県警の犯罪統計によると減少傾向でございますが、高齢者への電話で詐欺や、小中学生などの子供が不審者に遭遇し、被害に遭うといったケースはふえております。このような弱者を狙った犯罪を未然に防ぐには、ふだんからの近隣などの地域のつながりを強くし、いざというときに地域や行政、関係機関が連携して助け合いながら犯罪に備えていくことが重要な課題と考えておるところであります。

2点目の質問でございますが、現在、防犯カメラの設置状況は、一宮町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づき、小中学校の通学路を基本に、不審者情報があった場所や人目につきづらい場所などを選定し、さらに電柱など設置可能な箇所を対象に設置していることから、やや偏りがあることも事実でございます。今後は、防犯カメラの設置基準やガイドラインを作成し、設置を進めていく考えでございます。

3点目でございますが、現在も学校などから不審者等の情報、不審者情報の多い場所、また交通事故の危険性がある通学路、交差点及び地域の遊び場等に防犯カメラを今後設置する体制でございますが、今後も学校や保育所と十分な連携をとり、対応していく考えでございます。

最後に4点目でございますが、ご指摘の防犯計画については、現状の町の体制では一足飛びに計画の策定までは難しいのが現状でございますが、まずは、町として防犯カメラの設置基準、民間事業者等が設置する場合も含めた防犯カメラの設置に関するガイドラインの整備

を進めることとし、次のステップとして、設置した防犯カメラの有効性や問題点などの検証を行い、防犯計画の策定に向け、警察、消防、交通安全等の部局など関係機関との協議を進めてまいりたいと考えております。

総務課の答弁は以上でございます。

○議長（小安博之君） 藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） 藤乗議員のご質問のうち、町内の防犯についての③教育現場や保育の現場からの意見についてお答え申し上げます。

学校からの意見は、児童生徒の安全な学校生活と安心して学業に専念できる環境を確保するために、学校敷地内及び通学路を中心とした主要交差点、人通りの少ない道路などへ防犯カメラの設置について要望がございます。特に、敷地内への設置は、犯罪抑止さらには侵入者の特定、事件の早期解決にもつながることから、重要性が認められております。また、通学路等への設置も同様の効果が期待できますし、オリンピックを来年に控え、開催が夏休みと重なることも視野に入れると、子供たちを犯罪や交通事故から守る手段として、防犯カメラの増設は急務であると考えております。

また、保育現場の意見も同様であり、社会的弱者である乳幼児が不条理な事件に巻き込まれないためにも、防犯カメラは犯罪の未然防止という点で大きな役割を果たすものと考えております。

教育委員会といたしましては、学校敷地内への早期設置と通学路等への増設について、町防犯担当課と連携し、重要課題として前向きに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

それでは、ただいまのご回答に関しまして、再度質問させていただきます。

①の回答の中で、関係機関が連携して取り組むというふうにありましたが、防犯計画という基本的なベースをつくっておけば、連携を確認しなくても具体的な行動が決められているという形になるわけです。

また、②の中で、地域に偏りがあると私がお聞きしましたが、少々ご答弁の意味合いと質問の意味合いが食い違う部分がございます、地域に偏りがあるといった意味は、設置され

ている地域自体が、地区自体が偏っている傾向があるのではないかということを申し上げています。事によると、要望が大きい、声の大きい地域に優先して設置されていくというような傾向があったかもしれません。場合によっては、そうした問題も発生するという事も考えられるという意味です。

これも、ベースとなる計画がつくられて、それに沿って進められるという実施計画がつけられれば、そうした偏りなく進めることができるはずです。

また、このベースとなるものがないと、今年度は何台というような予算ベースに逆に縛られてしまって、本来の防犯を強化するためという意味合いが薄められてしまうことも十分あり得ます。防犯計画については、県内の自治体でも、その策定に取り組んでいるところが多くあります。そうした自治体では、それに基づいて各種の犯罪への対応などに取り組んでいるわけですが、まず第一に基礎があって、それに基づく効果的な対策が進むということです。

これは、災害に対する事故への対応を考えるときに、まず防災計画があって、さらにその下に詳細な防災対策が決められ、実際の対応が進められるというのと同様です。現実には、現状への対応も進めていかななくてはならないので、一足飛びに計画の策定は難しいというところは十分理解できます。しかしながら、その計画の取り組みが後回しになると、何事もその場のしのぎということになりかねないというふうに思われます。

ですから、同時進行で計画策定に向けた取り組みを進めていただきたい。現状の対応と同時進行ということです。その際に、その中でも特に、教育長のお答えにもありましたように、子供たちに関する防犯という側面は、計画の中でも最優先にしていきたいところです。現状への対応という側面では、学校、園などからの意見、要望を十分考慮して協議していただきたいと思います。その辺につきまして、再度お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小安博之君） ただいま再質問終わりました。

答弁願います。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） 藤乗議員の再質問にお答えいたします。

防犯計画につきましては、教育部局と連携を密にし、早期に計画段階まで進めるよう今後努力していきたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

次の質問、願います。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） では、教育部局だけでなく、保育の現場なども含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、2つ目の質問についてお伺ひいたします。

中央公民館の改築計画についてお伺ひしたいと思ひます。

これまで、中央公民館の老朽化や耐震に問題を抱えているという現状などに関しまして、問題点を何度か指摘してまいりました。しかし、いまだ改築などについて明確な回答もないまま、今後の方向性についての計画説明についてもございません。町民の文化活動の拠点であるというだけでなく、行政機能の一部も担い、防災面での重要な機能を果たすべき施設でもあるわけですから、早急に対応策を進めるべきです。

近年は、さまざまな大規模な自然災害も多く、行政の取り組みは特に重要ですから、その点に関しまして、以下の3つにつきましてお伺ひします。

現在の施設の利用上や、改築の際に検討すべき問題点、課題など、これをどう捉えているかという点です。

2つ目は、中央公民館の改築を検討する中で、他の公共施設との関連につきましてどのように考えているかという点。

3点目は、これらを考慮した上で中央公民館の改築を実際進める考えがあるのかどうかということについてです。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁願ひます。

藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） 藤乗議員の中央公民館の改築計画について、お答え申し上げます。

まず①、一宮町中央公民館は建設から46年という長い年月が経過しております。町内外の皆様方からの声の中には、一宮町は文化的な活動のための施設が周辺の市町村に比べて貧弱だという声がございます。また、中央公民館は、その活動を支える主要な施設ですが、今後の改築などを考える場合に考慮しなくてはならない事柄が多岐にわたっているように思ひます。

公民館が、町の文化を形づくり発信していくための拠点としての総合的施設の一つと考

た場合には、まず、その役割と担うべき将来像を定めなければいけないと思います。そのためには、まず現状の把握、町民の皆様方からの要望、ご意見、将来的な利用の想定から考えるさまざまな機能といったことを十分に調査、推論、検討を重ねていかなければならないと思います。

一方で、公民館は、災害対策の施設としての機能もあわせ持つものですから、町の総合計画の防災や都市計画との整合性がとれ、かつ、そのために十分に機能発揮できる施設でなければならないと思います。

続いて、②につきましてお答え申し上げます。

これから公民館の改築を想定する中で、公民館は他の公共施設の活動の中心的な位置でいなければならないように思います。さきにも述べましたが、公民館が担う生涯学習活動の場としての位置づけ、創作の里など文化活動報告の場、臨海運動公園やG S Sセンターなどの総合スポーツの振興、振武館の武道の推進、それぞれの拠点としての教育委員会内の意見をまとめていきたいと考えております。

次に、③の公民館の改築を進める考えがあるかのご質問でございますが、改築を進める考えについては、公民館の維持管理状況や利用者の状況分析、公民館の立地条件、さらには学識経験者などの専門的意見を取り入れ、改築までの維持管理予算を算出し、改築に向けての計画を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいまのお答えに関しまして、再度質問させていただきます。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○8番（藤乗一由君） 今後、公民館の改築、建設に向けて、ここにあります現役場庁舎の建設時の問題点の轍を踏まないというために、その教訓をどう生かしていくかという点について、公民館が持っている文化的な活動のための機能と、あるいは行政の事業、業務を担うもの、災害対応、防災のための機能といったこと、さらに、他の公共施設との関連性。こういった点を十分に考えた上で、特に後者の災害対応、防災という機能、これについて考えたときに、この施設をどうしていく考えなのかということについて、町長にお伺いしたいと思います。

ここの新庁舎、建設後約6年という時間が経過しまして、建設当初も、新しくなったんだけど不都合な部分も多いという状況であった。現状でもそういう問題を抱えながら利用されているということは、町長もご承知のことと思います。

ところが、この竣工までの期間の問題点というものも検証されないままですから、ただむやみに庁舎建設のときのようないだやり方、と私は考えますが、それでは同じ問題を繰り返す可能性があります。ですから、むやみに急ぐ、期間だけを追っかけていくということではだめなんだと思います。町民のためによりよい施設をつくるという考えに基づいて、複数の専門家のご意見を丁寧に集め、町民の皆様の声も丁寧に集め、さらに将来的な町の姿を視野に入れた計画に沿って進めていただきたい。

もちろん、先ほど言いましたような他の公共施設との兼ね合いも大変重要です。特に、庁舎建設当時、この庁舎建設用地が適正かどうかということにつきましては、馬淵町長におかれましても、さきの玉川町長が2期目の選挙時に言っておりました、高台に公営による保育所を移転し、第2の防災拠点をつくり出すという内容を、私も、ともども一緒に検討し、町長もこれに賛同していらっしゃいましたので、建物自体の耐震問題だけでなく、この場所が大規模な地震の際に液状化の被害地域となる可能性が十分にあるという県の資料でもあるということもご承知のはずです。もしそうだと、避難所としての機能もないということになってしまいます。

そうした点も踏まえまして、馬淵町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の再質問にお答えをいたします。

防災の拠点としての2つの論点をいただいたかと思います。一つは、拙速に過ぎてはいけないということでもありますね。さまざまな専門家のご意見をいただいた上で、利用者である町民の皆様の意見を幅広く伺った上で慎重に事を進めるべしというのが一つ。もう一つは、防災の観点からこの場所が適切かどうかということかと思います。液状化の危険があるということでもあります。

まず1つ目の点でございますけれども、これについては、藤乗議員のご意見に私は全く異論がございません。先ほど教育長のほうからも申し上げたところ、再度の答弁となりますが、準備段階においてまず正確な認識を持つことを前提に、長期的な見通しに立って公民館の改

築ということを考えていきたいと思えます。

そこでは、おっしゃるとおり、専門家の方々のご意見をいただき、またその上でなるべく多くの利用者でいらっしゃる町民の皆様、また町の管理部門、今現在は教育委員会の部局の管理でございます。そうした管理部門の意見も聞きまして、その上で建設組織委員会を設置し、さまざまな意見を集約した上で予算確保、計画の実施へと進んでいくべきだと考える次第であります。

ですので、藤乗議員のご意見に、私はその点で異論はございません。賛成であります。

2つ目の液状化の危険があるということから、この場所が適切か否かということでありませぬけれども、この点については、私は、現在のところでは、いまだこの場所が不適切とは考えていないところであります。この液状化の危険であります、1987年の東方沖地震の際に、海岸の県道は非常に液状化という現象があったと聞いておりますが、この庁舎の周りで大きな液状化が起こったということは聞いていないわけでございます。

山のほうで新たに広大な用地を取得するとなりますと、かなりの手間、また費用もかかります。さまざまなことを勘案した上で、現在の場所も候補地として考えた上で進むことが現在は妥当な考えかと、私は個人的には考えているところであります。しかし、唯一ここでなければならぬと考えているわけでもないということをお願いいたします。ですので、今、藤乗議員からおっしゃっていただいたことも大事な考慮材料として、今後具体的なプランをつくっていくときに参考にさせていただきたいというふうに思う次第であります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） これに関しましては、後々後悔したり、問題点の指摘ができる限りないような形で丁寧な計画をつくり、取り組みをしていただきたいと思います。また、道路インフラなどとの関連性というものも非常に重要だと思いますので、そういったことも十分考慮に入れていただきたいと思います。

では、3点目の質問に移らせていただきます。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○8番（藤乗一由君） 小中学校の教育環境の整備、特に施設設備、備品、こういったものについてもですが、これについてお伺いします。

また、さらに、今後の校舎の改築などをどのような方向性、手順をもって進めるかという

ことについてもお伺いします。校舎の改築という点に関しましては、一宮中学校の普通教室棟が喫緊の課題となっているはずですが、そこで、以下の3点についてお伺いしたいと思います。

①町内の各校では、今現在、施設設備、備品などに関してどのような問題点を抱え、現場からはどのような要望が上がっているのかという点です。

②そうした問題点に対しては、町が考える教育方針、これに照らしまして、優先順位をつけて整備し解決すべきだというふうに考えますが、その点に関してはどのような状況になって、どのようなお考えなのでしょうかとこのところでは。

③校舎の老朽化が進んでおり、一宮中学校は特にそうですが、現在も数々の問題を抱えております。この改築にはできる限り速やかに取り組んでほしいと、そういう町民の方の声は大変多いわけです。これは、今後の時間経過を考えますと、一宮中学校だけの問題ではなく、小学校にも当てはまってくる問題です。現実には、改築あるいは大改修の計画に取り組み始めても、竣工までには少なくとも四、五年程度の年月を要するであろうということは想像にかたくないわけですが、そのため、これに対応する準備をできる限り早期に開始してほしいと考えます。

本年、エアコンの設置、これを中学校ですることになりましたが、それは現実の課題を解決するものとして大変重要なわけですが、とって後回しになってもいけないということです。今後どのように対応していくお考えかお伺いします。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） 藤乗議員の3、小中学校の教育環境整備及び今後の校舎の改築等についてのご質問のうち、まず、①、②についてお答え申し上げます。

まず、施設設備、備品に関しましては、児童生徒用の洋式トイレの増設、現行の規格に合った机の入れかえ、小学校のICT環境の整備、中学校職員室の床修繕などが要望として上げられております。

小学校のICT環境の整備につきましては、既存機器の相次ぐ故障、加えまして来年にOSのサポート期間が切れることから、実情に見合った情報教育の環境整備が重要課題となっております。こうした要望につきましては、学校側からの優先順位に基づきながら、施設設備を推進しておりますが、教育委員会といたしましても、引き続き学校、町、関係課との

連携を密にして、正確な施設の実態把握に努め、整備を進めてまいりたいと存じます。

続きまして、③についてお答え申し上げます。

一宮中学校普通教室棟は、昭和47年3月に建築後、47年が経過。老朽化が進む中で、地域住民の方々からの、生徒が安心して充実した学校生活を過ごせる施設への早期改修を望む声がございます。

公共学校施設は、第2次ベビーブーム世代の増加に伴い、昭和40年代後半から50年代にかけて多く建築されましたが、それらの建物が今、一斉に更新時期を迎えつつあります。老朽化した施設は建てかえが必要となりますが、昨今の厳しい財政状況のもとでは容易ではありません。

しかしながら、老朽化対策の遅れにより、子供たちの日常的な安全が脅かされることはあってはなりません。学校施設は、未来を担う子供たちが集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場でもあります。また、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設でございます。

そのため、文部科学省では、老朽化対策が迅速かつ着実に実施され、子供たちに安全で機能的な教育環境が確保されるよう、今ある建物を生かし、コストを抑えながら建てかえと同等の教育環境が確保できる長寿命化改修に重点を置いております。長寿命化改修は、安全・安心な環境の確保はもとより、近年の学習内容、学習形態の多様化への対応、バリアフリー化、防災機能の強化など、時代のニーズに対応した施設に再生することができるものです。

もちろん、改築という考えもございます。今後、教育委員会といたしましては、どの方法が最適であるのか。企画財政部門、また学校関係機関等との協議を十分に重ねながら、学校施設長寿命化計画を令和2年度までに策定する予定ですので、本計画に沿った早期整備に着手できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） では、ただいまのお答えに再度質問させていただきます。

小中学校の教育環境の整備、特に中学校の改築、これらを考えるときに、誰のための整備と捉えているのかというところが大変重要なことだと思います。これからの町のために、どのような教育環境の整備が望ましいのか。常にそうした視点に立ち返って考えていただきたいと思っております。

エアコン設置に多額の予算を使ったがために、改築ないしは改修が後回しになったんだと言われることがあってはならないと思います。そのためには、改築ないしは改修がどう進められるかという計画策定とともに、現状をできる限り最適な環境にするということも、これにも同時に取り組んでいただかななくてはならないと思います。改築をするんだから我慢しなさいと、あるいはさせるという状況は大変望ましくない。むしろ、建物は古いのはしょうがないけれども、それなりに十分満足できる、快適に使えるという教育環境、これを維持していただきたいと思います。

来年度あるいは今年度から直ちに取りかからなくてはいけない部分も、そうした中にはあると思われまます。そのあたりも含めた今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） 藤乗議員の再質問についてお答え申し上げます。

まず、主役は子供です。ですから、教育委員会は常に子供たちのため、子供たちが元気になるということは教職員も元気になるということで、常に子供たち、さらには教職員のための環境整備を考えております。

築50年近い校舎、確かに古いということは事実でございますが、古い施設であっても、安全で快適に学校生活を送れる空間を提供できるように、学校職員は日々考えながら、限られた予算の中で着実に整備は進んでおります。また、当初予算にない緊急事案が発生した場合も、まずは教育委員会で現場を確認し、見きわめ、第一に子供たちの安全が脅かされることのないように、町財政に交渉し迅速に整備をしております。

今後、改修ないしは改築計画を進める場合においても、その間、常に子供や教職員の声を聞き、現場へ出向き、子供たちが安心・安全な環境で教育が受けられるように整備してまいります。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ご答弁いただきましたが、ぜひ町長におかれましても、ただいまの対応につきまして、全力でご支援いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

◇ 小 関 義 明 君

○議長（小安博之君） 次に、3番、小関義明君の一般質問を行います。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 小中学校の2学期制の導入についてご質問をいたします。

平成14年度から学校の完全週5日制が開始されまして、40日程度不足した授業日数減少の改善策として、2学期制を導入する学校がふえてきております。郡市でも、茂原市、白子町、睦沢町が既に2学期制を導入しております。実際に2学期制を実施して、授業日数の確保ができるようになった以外にも、通知表の回数を減らすことで教師側と子供たち双方に時間的、精神的な余裕ができ、子供たちが教師とじっくり向き合っ、学習や学校生活についてきめ細かな指導を受けることができるようになったというふうに聞いております。

また、今後、新学習指導要領の完全実施を受け、一宮町の義務教育9カ年間における小中連携を進めていく中で、2学期制にすることにより学校間の行事等の計画、調整がしやすくなり、小中連携の推進を図れるのではないかと考えます。

以上のことから、2学期制のメリット、デメリット両面から十分に検討を重ね、子供たちと教師にとって充実した学校生活になるための学期制について、検討が必要であると考えますが、考えをお伺いします。

以上です。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁願います。

藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） 小関議員の小中学校の2学期制導入について回答いたします。

2学期制のメリットはとて多く、現在、2学期制も視野に入れた学期制の見直しを進めております。

2学期制のメリットについては、小関議員のおっしゃるとおり。しかしながらデメリットもございます。このデメリットとしては、評価の時間が長いこと。評価の期間が長い。4月から7月までであったものが、今度は4月から9月までという、長くなってしまいうことで、それから、学期の途中に長期休業、夏の俗に言う夏休みですね。長期休業があることが挙げられておまして、めり張りがなとか、学習意欲の維持が難しいとかいうことで、2学期制から3学期制にまた戻した学校もございます。

しかし、これらのデメリットに関しましては、手だてを講じることによって、長期休業に学習のおくれを取り戻すことも可能です。また、主体的に学習したりする機会とすることも可能でございます。

また、2学期制には、2つの形態がございます。

1年間の課程を前期と後期の2つの学期に分けて行う2学期制と、3学期制はそのままで、評価評定を前期・後期の2回に分けて行う通知表の2学期制です。今後は、その形態を含めた2学期制及び3学期制のそれぞれのメリットとデメリットについて、教育委員、各小中学校長、先生方と協議を重ねながら、子供のことを第一に考えて、教職員の働き方改革も考慮しながら、一宮町の地域の実情に合った学期制の検討を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

小関義明君。

○3番（小関義明君） 再質問はございません。

今の答弁で、子供たちにとって最良の方法がとられるよう期待して、質問を終わります。

○議長（小安博之君） 以上で、小関義明君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（小安博之君） 次に、9番、袴田 忍君の一般質問を行います。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 袴田でございます。

私も、質問が3点ございます。1点ずつ区切らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○9番（袴田 忍君） それでは、質問、まず1つ目でございますが、防災が当たり前の世の中になる。これはやはり、この前テレビ討論の中で評論家の方が発言をしていました。それを聞きました。その中で私は、この1点まとめてみました。

災害時における避難誘導対策についてお伺いしたいと思います。災害時における避難場所の確保は、町の施設や高台、鉄筋コンクリート建造物などへ退避をすることで、町民もそれは理解していると思います。ここで指摘したいのは、ソフト的な面、人の誘導でございます。

高齢者、障害者、子供たち、弱者への避難誘導であります。

3点お伺いいたします。

1点目、町では、災害避難訓練を毎年行っています。実際に避難される人たちの中には、高齢者、身体障害者、子供たちはどれぐらい参加しているのか。町が把握している数はどれぐらいなのか。前回も、私は避難者の数を質問しました。今回は、こういった高齢者、身体障害者、子供たち、その弱者の数を教えていただきたい。

2つ目、実際、ひとり家庭の高齢者や身体に障害のある人の避難訓練の参加は難しいと思います。地域で隣同士の助け合いが必要となるのか、町はどのような対策をしようとしているのか、お伺いしたいと思います。

3点目、住民主体で構成される防災会のある地域はふえています。それを支援する、公認防災士の養成は、町は考えているのか、お伺いします。

この3点、お願いいたします。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、袴田議員の、災害における避難誘導體制についてお答えいたします。

まず1点目でございますが、町では、避難訓練を実施した場合、各避難施設において避難者にお住まいの地区名や性別、年齢、避難に要した時間や手段についてなどの避難者カードの記入をお願いしております。このカードには、一緒に避難したご家族についても記入できるようになっており、それぞれの健康状態の別によって要配慮者かどうか確認することも可能となっております。

なお、昨年度実施いたしました津波避難訓練の数値でございますが、全ての項目に記入されていない場合も見られるものの、全体の参加者数1,100名に対して、小学生以下を子供としますと、子供の避難者数は80人となっております。また、65歳以上の高齢者は360人ご参加くださいましたが、その中で、避難行動に支援が必要とされる方は20人でございます。その他の要支援者は、妊婦でお一人、障害者の方が3人という結果となっております。

2点目でございますが、先ほど述べたとおり、要支援者の避難訓練への参加状況は決して高い状況ではございません。しかしながら、災害発生時には、個々が命を守るための最善の行動をとっていただく必要があることから、町では、要支援者が避難行動を早く行えるよう、

迅速な避難情報を発信してまいりたいと考えております。

しかし、それだけではなく、消防や地域自主防災組織と連携し、共助の体制づくりを進めていくこともまた重要であると考えております。町全地区での自主防災組織の設立、また、既存の自主防災組織の活動力の向上や力の平準化に向けた取り組みもあわせて行っていく考えであります。

3点目でございますが、現在、町では、自主防災会の会員などに対して各種の研修の実施の案内を行っており、受講していただいているところではございますが、昨今の大雨や地震など頻発する大災害に備えて、今までよりの確に行動するため、人材を育成することは大変重要であると考えております。ご指摘の防災士は、日本防災士機構による2日間の講習を受講し、試験に合格した専門知識を有するリーダーとなります。こうしたリーダーを育成することは、行政と民間による強い防災体制づくりのために重要なこと、必要であるということから、近隣市町村の防災士の養成状況を調査するとともに、講習会参加費用の一部助成などについて前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 1点、再質問させてください。

私は、今回、この風水害で、私のうちも瓦屋根が吹っ飛んだという部分もありますが、やはり、ひとり住まいの高齢者、そしてやはり家の中にとなかなか情報が伝わらない。そういう中で、ここに、町では要支援者が避難行動を行えるよう迅速な避難情報発信してまいりますと書かれております。この迅速な発信情報というのは、どういうものを、今度、意味して発信していくのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小安博之君） 答弁願います。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） 再質問にお答えいたします。

行政といたしましては、防災無線、防災メール、ホームページによる情報の発信をまず基本とし、地域の民生委員の方々や自主防災組織の皆様への情報伝達を考えておるところであります。今回のような大規模な停電や携帯電話等の不通状態が長引く状態を考えますと、現在の体制では、情報発信の手段が限られてしまうことが改めて浮き彫りとなりました。今

後は、さまざまな状況でも、何らかの形で地域で必要としている方々に必要な情報が伝わる手段について、改めて検討しなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） ありがとうございます。

要望でございますが、やはり防災は地域の組織力だと、私は考えております。やはり、地域の中でどういう協力体制ができるかというのを、やはり町は把握していただいて、防災組織を強化していただきたいなど、私、思っております。私の住んでいる宮原地区にも防災会があります。やはり、防災会の中で、皆さんいろんな意見を持ちながら知恵を出し絞っております。防災士の養成も必要でございますし、一つは、やはり地域の防災力を高めるような研修、そういったものを町のほうから企画してくれるとありがたいなと私は思っております。よろしく申し上げます。

それでは、2点目に入らせていただきます。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○9番（袴田 忍君） 2点目は、町長ご自身にお聞きします。

言葉の表現は非常に難しく、人によっては心理的圧迫、そういったものを受ける可能性もあると思います。そのことから、この2点目の質問をつくらせていただきました。本来であれば、6月議会にしたかったのですが、私、6月議会、ちょっと欠席してしまったものから、この時期に延びてしまいました。

町長の中学校卒業式祝辞での発言について、町長に質問したいと思います。

去る3月の、一宮中学校卒業式での祝辞で、馬淵町長は、正規雇用、非正規雇用の発言をしました。誤解を招くおそれのある発言を正々堂々と述べられた。その場で卒業生を持つ数人の保護者には、不快感の中でそれを聞いていたとのこと耳に入りました。国の調査では、非正規雇用者の数は雇用者の3割弱いると聞きます。3人に1人が、やはり非正規雇用の方だと聞いております。

町長は、その発言について覚えていますか。不愉快に思った人々に謝罪をするつもりはありますか。

非正規雇用の保護者の中には、何気なく聞いた言葉で、自分たちの子供に心理的圧迫を与える言葉かけをしている親もいると考えられます。

例えば、非正規雇用を避けるならもっと勉強しろ、そんなことをしていると、おまえも非正規雇用者類だとか、親の子供に対する心理的虐待につながりかねない言葉に発展することも考えられます。また、暴言として扱われても仕方のない言葉だと私は思っております。町長として、何を意味して正規・非正規雇用の発言をしたのか。その真意を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田議員の2点目の質問について、お答えを申し上げたく存じます。

正規雇用と非正規雇用では、年収に大変大きな差があるということは、皆様周知の事実であります。また、最近では求人が多くなっておりますが、非正規雇用が多いということも周知の事実であります。この事実につきましては、最近、社会でさまざまな議論が行われているわけでありまして。私がこうした事実に関及をいたしましたのは、高校生になったら、卒業後の就労のことを予測、意識して、賢明にみずからの人生を築いていっていただきたいという文脈においてであります。

非正規雇用がよい、悪いということではありません。戦略的に非正規雇用を選ぶ、あるいは場合によって非正規しか選べない場合もあるということ、私自身の個人的な経験の中でもそうした過去がございますので、それ自身が問題だとは思っておりませんし、また、発言のときにもそこは気をつけて語った次第であります。

ただ、この正規雇用と非正規雇用の大きなギャップについて私が言及したということについて不快感をお持ちになったという方がいらっしゃれば、直接お目にかかれれば、私としてはそのお気持ちにおわびを申し上げ、真意をご説明する用意があります。

なお、私が申し上げたいこと、再度、要約させていただきます。

まずは、若い皆様に社会の現実の実態をよく見て、賢明におのれの人生航路を描いていっていただきたいということでありまして。もう一つ、あわせて、雇用をめぐる現状を抜本的に改革し、誰もが勤労に見合った経済的、社会的待遇を享受できる社会を目指すべきであるといった点であります。この2点が、私が申し上げたいところでありまして。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 再質問はございません。

町長、私は、つけ加えるところでございますが、児童福祉の現場で働く、そして、私は虐待ケースの子供たちと一緒に生活をする従事者として、この問題を取り上げさせていただきました。

やはり、子供の中には、親の圧迫が非常に強い、そしてそれが心理的圧迫になって虐待ケースによって、うちの施設なんかにも入ってくるというケースが非常に今多くなっております。やはり、言葉一つ一つを重視した中で、子供たちに心理的な要素のあるような言葉をするということは余り好ましくないのではないだろうかということで、私は今回質問させていただきました。

やはり、その場その場での発言はあると思いますが、私は、町長は、やはりこの町の顔でございます。やはりその顔が話をした言葉は、やはり地域の人たちも、あ、そうか、そうなのかという形で判断をして、それをきちんと自分の心にとめると思います。その心にとめたものが子供たちのほうに向くということは、非常に考えられることだと私は思っておりますので、ぜひこの辺も重視して、これからも発言等、祝辞等をしていただければありがたいなと思っております。以上です。

それでは三つ目に入らせていただきます。

○議長（小安博之君）　どうぞ。

○9番（袴田　忍君）　3つ目でございますが、私、議会議員になって3度目の質問でございます。

これはやはり、玉川町政時代も、私、質問させていただきました。宮原地区にあります高い煙突、これは議員の皆様も行政の方も皆さん知っていると思います。

私は、数年前に、宮原地区にある煙突について、危険な建物の一部として撤去に関する質問を2回しました。いまだ何の進展もありません。煙突はそのまま残っておるだけでございます。

関係者を探す、何らかの方法で検討すると、回答は2回ともいただいております。見てわかるように、煙突はかなり老朽化しており、煙突の先は毎年、見ればわかりますが、崩れております。鉄のはしごは途中から折れております。そういう中で、その下で生活をする人、どう思うでしょうか。いつこの煙突が倒れるんだろうなど。今回の防災でもそうだと思います。これだけの風で倒れなかった。大きな杉は倒れたけれども、煙突は倒れなかった、安心をした。でもやはり、いつそれが倒れてくるかわからない。そういう中で、早くこれを撤去してほしいというのは、やはりそこに住む住民の人の願いでございます。

その対応策、今あそこの煙突とその下にある建物は、その持ち主から違った方に移動されているということも聞いております。早急な対応策をお願いいたします。

以上です。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、袴田議員の3点目、宮原地区の煙突に関するご質問についてお答えいたします。

平成30年10月に土地及び建物に関する売買が行われ、所有者が変更となりました。現在は、所有者によりまして、建物の一部改修工事が行われているところではありますが、煙突については現在も手つかずとなっております。なお、所有者におかれましては、煙突の危険性については認識しているというふうには伺っております。

今後は、所有者に対して、近隣に危険が及ばない対策を早急を実施していただくよう、改めて要請してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） ありがとうございます。

私は、要請をしていただく、これはやはり、町行政もそうだと思いますが、町長、この前は神社の前で自転車に乗っておられるのを、私、一緒にお会いしました。今度は、煙突を見てください。煙突がどういうふうになっているのか。やはり、町長も煙突を見ていただいて、あ、これは早急な対策を考えなくちゃいけないなと思うようになってくれると、私は思っております。ぜひこれは早急な撤去が、私、必要だと思っておりますので、町行政側、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（小安博之君） 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（小安博之君） 次に、4番、大橋照雄君の一般質問を行います。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋照雄です。

私も、質問が大きな項目で4つあります。一つずつやっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○4番（大橋照雄君） まず1番、異常事態の対応策及び町長の公約はという大きなあれです。

私は、今の日本は、いろんな面で何か異常な状況に見えます。例えば気象、それから金利政策、あるいは武器の購入、あるいは民営化のもとに規制緩和がどんどん行われておりまして、これは非常に私は不安に思う材料でございます。こういう点について、まず馬淵町長はどのようにこれを見て、一宮町をどのようにしたいかということをまず伺いたい。

それと2番目は、公約はどこまで進んでいるか。毎回この質問を、私、しております、ひんしゅくを買っておりますが、具体的にこういう計画でどこまで来ているという、そういうものが示されていないので、その点をよろしくをお願いします。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員の1点目のご質問についてお答えを差し上げたく存じます。

まず、異常気象、異常金利政策、異常な武器購入、異常な規制緩和など、こうした異常な状況と、大橋議員のお考えでは、捉えるべき状況についての私の判断をということでございます。

まず異常気象についてでありますけれども、これは大いに警戒が必要だと考えております。従来の災害対策レベルでは全く無力のことも多いということでもありますので、私どもは、この従来からすると異常であると、これからは異常ではなくてそれが日常になるのかもしれないけれども、その状況をよく念頭において防災そして災害発生時の対策を考えていかなければならない、そのように強く感じております。

一方、金利政策あるいは武器購入、規制緩和などにつきましては、全体として国政レベルのことです。これらが直接町へどのような影響を与えるか、なかなか私ども、直接はかりかねるところもある状況であります。

私が町長として、今、町民の皆様からお預かりしているのは、一宮町の町政であります。これらの問題について、今ここで発言を申し上げるとすれば、町長としてというよりも、一人の日本国民としての意見を私が開陳するということになります。この一宮町議会は、町政

について議論をするというのが主体でありますので、これらの問題に直接ここでコメントを差し上げるのは控えさせていただければと思う次第であります。

2つ目の質問について、お答えを申し上げます。公約はどこまで進んでいますかということでもあります。

私、総括的に申し上げれば、公約と申し上げると、これが一番コンパクトにまとまったものかと思えます。私としては、自主財源確保のための各施策を行うということで、各種産業を観光と結びつけて町内事業者の所得の増加、そしてそれは、引き続いて町税の増加につながるように努力をします。それから、新規移住者を誘致して住民税をふやす。町内に会社を置いた場合に、優遇されるような施策を考えて、事業者として町に納税をしていただくと、そういったことを目標として掲げました。

これについては、個々に一つ一つ進めておりますが、具体的にこういうことをしますといった中から幾つか実現したこともございますので、ここで念のために要約して大橋議員に申し上げたく存する次第であります。

上総一ノ宮駅東口の開設といったことをこちらに掲げさせていただきましたが、現在工事中でありまして、来年の6月に完成しますので、これはほぼ実現したと言ってよろしいかと思えます。

それから、神門踏切の拡幅につきましても、これ、先ほど申し上げましたとおり、県から確約をいただいております。そこで、これもほぼ実現にこぎつけたということができると思えます。

町民の皆様の外出のための循環バスも、観光とあわせた形で現在実現をしているところであります。

学校教育の充実向上ということでは、ALTもお二人にふやしたわけですが、英語教育の環境を向上させ、また、英語の検定試験の補助も出しております。そうしたことで、また社会教育としての英会話の教室も開設したということで、英語教育の環境は大きく向上させたと思えます。

また、2020年に導入が予定されているアクティブラーニングと一般に言われる手法の研修も、先生方に行っていただいた次第であります。

そのほか、こちらに掲げた各項目も、現在、鋭意取り組み中でございます。これは取り組みの途中ですので、今ここで詳細を申し上げるのは控えさせていただきますが、そうしたことで、一定程度の成果を上げたというふうにご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 再質問をお願いします。

まず1点目の、国レベルの政策のことなのでお答えする立場じゃないというお答えなんです。私は、町長という職の方は、世界の状況あるいは日本の状況を見ながら、町民のためにどうしたらいいことができるか、そういう視点も持っていないと、私は、運営するに当たって、ちょっと力不足じゃないかと、そう思っております。したがって、あえて、今の情勢が、異常気象もさることながらいろいろ信じられないようなことが起こってきていますので、町長はそういう点で気がついているかなということ、あえて質問しました。

これ、町長は町長なんです。一人の人間がやはりやっておりますので、一人の人間の考えである程度のことをやるということが基本になっていると思います。だから、町長の考えをお聞きしたわけなんです。

2番目の質問の公約なんです。今、具体的に述べていただいて、進行状況あるいはそういうものはっきり見えてきましたので、私の目的とするところが大分はっきりしました。

そして、一番私が気がついているのは、町長は、自主財源を確保して、次の政策を展開していくという、そういうビジョンを持って臨んでいますが、一番肝心の自主財源のところのその強化が全く効果が確認できないと。だから、次のビジョンがなかなかお金、資金不足というところにぶち当たってできないんじゃないか、そういうふうに思っております。その点は、町長としてどういうふうに思っているか、お願いします。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 前半のところは、大橋議員のお考えということであり。私も個人としての考えはございますけれども、この場で議論を申し上げることには、ちょっとふさわしくないのではないかというふうなことを申し上げた次第であります。

さて、2つ目のことでもありますけれども、これは以前も申し上げたことでもあります。大きく、私としては、先ほど吉野議員のご質問にお答えした中にも申し上げましたが、この一宮町の現状を踏まえて、個々の比較的サイズの小さい事業者の皆様がそれぞれに事業を展開していただく。そういった渦の一つ一つが、すごく小さくなくてもそれがたくさん集まって、そして一つ一つ少しずつ大きくなっていく。そういったものを結集して地域を支えるといった形が、私はこの町に望ましい形であるというふうに考えております。

したがいまして、1年、2年でドラスティックに大きく経済的に2倍、3倍になるということは、基本的にはこうした構想の中からは難しい。しかし、私が就任してからも、例えばSUZUMINEの開設に伴いまして、幾つかの企業がSUZUMINEに新たに立地をしたわけでありまして。そうした一つ一つの事業を通じまして、一気に飛躍することはできなくても着実に伸びていくということが、私は、最も長期的に見て確実な増収策、経済的な増大策ではないかと考えております。

そこは、ご評価では、変わらないじゃないかというご評価もあり得ると思えますけれども、私は小さな一步を積み重ねることこそ地域を真に支える有効な形だと考えておりますので、現在のペースでさらに進めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

○4番（大橋照雄君） では、今後ともより一層の努力をお願いしたいと思います。

○議長（小安博之君） 大橋照雄君、次の質問をお願いします。

○4番（大橋照雄君） はい、次の質問いきます。

次の質問が、株式会社リアライズ、これ、非常に問題があるという声が多くあります。私もちょっとこれは問題だなということを常々思っておりましたので、質問いたします。

町長の、町の収入倍増政策の事業として、株式会社リアライズがありました。この会社なんですけど、最近、一番最初3,000万ぐらいの売り上げがあったんですけど、その後売り上げが百何十万とかあるいは600万とかそういうふうに低迷しておりまして、これ、最初のときは地方創生交付金が入ったときの売り上げみたいなんですけど、このときも赤字の売り上げをしているわけなんですけど、そういう、会社が最近ほとんど寝たような状態に見える活動をしています。それで、なおかつ町民や議会に対して丁寧な説明をしない。それから、行政のほうも積極的に関与しないで、なかなかこの会社がどうなっているかというのがつかみにくい。

これは第三セクター事業であり、いろいろ政府のほうでも第三セクター事業の失敗例がいっぱいあって、その債務も何兆円というすごい金額がありますので、そういう失敗が起こらないように、このリアライズについて説明を求めます。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、株式会社一宮リアライズのご質問にお答えいたします。

株式会社一宮リアライズは、一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、町の重点施策である一宮版サーフォノミクスを推進するために、町と民間事業者の出資により平成28年に設立した第三セクターでございます。

同社では、移住検討者向けお試し住宅事業、サーファー向け案内施設事業、空き家、空き店舗の再生事業を実施する予定でしたが、地方創生交付金の使用条件が一部変更されたことなどにより必要な財源が確保できず、今のところは、一宮商店街の空き店舗を再生した店舗兼シェアオフィスSUZUMINEの運営のみを行っている状況でございます。

このため、同社は設立以来3期連続の赤字という厳しい経営状態にあり、経営破綻が心配だとか、町は株を手放して手を引くべきだというご指摘を受けていることもございます。確かに同社の決算は3期連続の赤字ではあるものの、SUZUMINEの経営が軌道に乗るにつれ赤字幅は年々縮小し、平成30年度の赤字額は40万円弱と大幅に改善しております。

また、町としては、同社の経営するSUZUMINEは、一宮商店街におけるにぎわいや新たな雇用の創出の場として、また企業支援の場としての役割を果たすとともに、テレビや新聞などにも一宮版サーフォノミクスの成功例としてたびたび取り上げられるなど、サーフィンによる経済効果を市街地に波及する上で不可欠な施設であると認識しております。

こうしたことから、町としては今後とも、全国でまちづくり事業に実績を上げてきた経営陣の経営判断を尊重しつつ、同社にサーフォノミクスの官民連携実施主体として一層の役割を果たしていただけるよう、株主として同社の経営に関与してまいります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） それでは再質問させていただきます。

私、いろいろ50年以上にわたって会社を転々としてきまして、いろんな会社に遭遇しましたが、このリアライズは必死になってこの会社を何とかしようという、そういう姿が見られない。そこで、もう問答ばかりだとなかなか前に進まないの、一度、馬場社長にこの議会に来ていただいて、今後の展開や見通しなどを説明してもらって、そういう方法が一番いいんじゃないかということで、まず町のほうにこの要望を行います。

で、この会社がこのままあると、一宮町が株主になっておりまして、信用というものがついて回ります。そうすると、この信用のもとにほかの人たちがこの会社に事業を委託したりなんかした場合に、その方々にも迷惑がかかる。そういうことも想定しなきゃいけない。

さらに、考え方の発想の部分ですが、お試し住宅とかそういう部分はもう既に至るところでやっていて、あんまり大きな期待ができるような事業ではない、そういうふうには見えません。

したがって、もしこの会社をどうしても存続させるというのであれば、この発想のもとにある社長を交代するとか、新しい事業展開を町民、議会が参加して提案してやっていく、そういう考えを行うべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

川島副町長。

○副町長（川島敏文君） 株式会社一宮リアライズに関する再質問にお答えいたします。

同社の経営に関しましては、企画課長からも答弁させていただきましたとおり、さまざまな厳しいご意見、ご指摘があることは承知しております。しかしながら一方で、同社がSUZUMINEの運営を通じて新しい雇用を生み出すとともに、町のイメージアップにも寄与していることや経営状態も年々改善していることは事実です。

また、同社社長は、開業以来無報酬でリアライズの経営に当たっていることに加え、平成29年度には債務超過に陥った同社が窮状を脱するための増資に、みずからが経営する不動産会社を通じて応じ、この結果、同社は町にかわってリアライズの筆頭株主となっており、現社長はリアライズの経営者として不適格であるとのご指摘があったとすれば、それは全く当たらないと思います。

こうしたことから、町としては、今後とも現経営陣の経営判断を尊重しつつ、同社に官民協働によるサーフォノミクスの実施主体としての一層の役割を果たしていただけるよう、株主として求めていく所存でありまして、大橋議員のご指摘、ご提案は、参考意見として承らせていただきます。

○議長（小安博之君） 再質問に対する答弁終わりました。

大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 答弁不十分ですので、社長の招致はどうしますかというところの回答がまずない。それと、社長が給料をもらえるような会社では、これは会社じゃないと思います。

○議長（小安博之君） 大橋照雄君、今の再質問は3度目になりますので。

○4番（大橋照雄君） 答弁というのは、社長をここに呼んで答えてもらいたいということに

対する答えがないので、これが不十分ですので、それを答えてもらいたい。

○議長（小安博之君） 大橋照雄君に申し上げます。今の質問は却下させていただきます。

次の質問、お願いします。

○4番（大橋照雄君） 次の質問、じゃ、いきます。

大きい3番目、これでよいのか防災対策、そういう題名であります。

私が、津波ハザードマップを見まして、まず気がついたのが、昔、ここまで津波が来ましたよという地蔵様があるところに、このマップでは津波が来ていない。これは、このマップはいかがなものかと思って、次に、土砂災害のハザードマップも見ましたら、想定雨量が2日間で324ミリ。ところが、つい最近の情報ですと、24時間で413ミリ降ったもう例がある。したがって、このマップを信用して防災対策をつくるのはいかがなものか。そういう思いから、この問題について質問をしている次第でございます。

また、これは天災ではないんですが、各地でいろいろ騒がれておりますヘッドランドの離岸流による死亡事故、これも非常に大きな問題で、このままですと多くのお客様がお見えになって事故が発生して、これは天災じゃなくて人災になりますので、場合によっては裁判とかそういうことも起こっちゃう可能性があるんで、それもぜひ質問の中に入れて答えていただきたいと思います。

○議長（小安博之君） よろしいですか。質問終わりましたか。

○4番（大橋照雄君） はい。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） まず、ハザードマップの件でございますが、町の津波ハザードマップは、千葉県が平成24年度に公表した津波浸水予想図のうち、気象庁大津波警報に対する沿岸部での10mの波高が生じる津波で、防潮施設なし、防潮水門開放での津波予想図でございます。延宝地震による津波被害当時との環境の違いもあること、もともとの想定が異なっていることなどから、今のところ波切地蔵の表示は必要ではないというふうに考えております。

次に、洪水・土砂災害ハザードマップについてでございますが、平成20年に千葉県が公表した一宮川水系の河道の整備状況等を勘案して、おおむね50年に1回程度起こる大雨により、一宮川流域で2日間の総雨量324ミリを想定した浸水想定区域図をもとに作成しております。

しかし、昨今の災害発生状況を受け、平成27年に水防法が改正されたことにより、現在千葉県では、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成を行っていると聞いております。また、南白亀川においても同様に作成中とのことであります。

町といたしましては、雨量だけではなく、一宮川水系及び南白亀川水系の影響範囲を踏まえたハザードマップの作成が必要となることから、千葉県の新たな浸水想定区域図が公表され次第、関係機関と協議を行い、現在のハザードマップの改定を早急に行っていく所存でございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） ヘッドランドがつくる離岸流の件ですが、過去に何回か定例議会においてお答えしておりますが、離岸流に対する具体的な安全対策はなく、各自が気をつけることしかありませんので、ヘッドランド入り口には危険注意喚起看板が設置してあります。ヘッドランドに近づかないように呼びかけているところです。

また、注意喚起のパンフレットを小中学校や海の家、サーフショップなどにも配付しております。今後は、サーフィンスクールなどと連携を図った離岸流に関する講習会も視野に入れて県と協力して、注意喚起の強化に努めてまいります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりましたか。

大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） それでは、防災のヘッドランドは対策を講ずるということをお聞きしたので、それで結構です。

もう一つのほうのハザードマップ、あるいは津波の到達点とかそういう問題に関して再質問します。

各海岸地区のほうに回りますと、各町民は指定された避難場所に私は逃げない、そういうことを答える方が結構多かったんです。それはなぜかというと、私たちは津波に向かって逃げなきゃいけない。そういう状況ですとなかなか逃げられないので、自分たちで車で逃げますよという人が結構多かったんです。

このことは、担当課の方にお話ししましたら、それはそうでしょうというような回答ではなかったんですが、まあ納得したような回答で、あと自分で逃げられない人たちがいるんじゃないですかとご質問しましたら、ああ、いますよと。把握していますかと聞きましたら、

把握していますと。ただし、町としては、そちらのほうには救助には向かえませんと。なぜかという、あなたのおっしゃったように、職員が津波に向かって救助に向かうということは前例からいって非常に命にかかわる問題なので、それができませんと。

これは確かにそのとおりなんです、じゃ、この人たちはどういうふうにしたらいいんですかねということをお聞きしましたところ、やはり、共助、自助で何とかしてもらうのが一番いいと。じゃ、その辺の公助、共助、自助の打ち合わせはできていますかというご質問をしたら、それはまだできていないと。そういう段階ですということをお聞きしました。

したがって、こういう状況であれば、大急ぎでこの協議をする場を早く設けて、それぞれ自分たちがやはり何とかしなくちゃという気持ちを起こさないと、地域の人とはなかなか自分たちで行動をとらない。だから、あくまでも役場が何とかしてくれるだろうという思いを常に持っている人が多いと思うんです。だから、いち早くそれぞれの意識改革をするという組織づくりをまずしなきゃいけないんじゃないかと。

それと、私が見ていて、防災は課がなく、総務課が兼務しているという状況なんですね。これは、命をまず守るといのが行政においては1番目のこれが業務だと思うんですが、それをないがしろにしているというふうには私には見えるんです。だから、一刻も早くその組織づくりと、それから各地域の意識改革をどうするかということを検討するような組織をつくるような考えに至らなければ、この問題は解決しないと思います。その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員の再質問にお答えをいたします。

まず、自助、共助、公助。公助と申しますのは行政回路のほうからのサポートを差し上げるということであり、住民の皆様が自発的な、ご自身での自助の努力、それが自助ということであり、共助は、そういう皆様同士の連携ということで災害に対応いただくということですが、そのあたりの協力のあり方、具体的な計画がありますかということで、いまだないことについて、早急にそれを整備していく必要があるという、まず1点目のご質問かと思っております。

私もそのとおりだと思います。現在、私ども自主防災会を各地区で立ち上げつつあります。その中でも、各地区の防災会でそれぞれに取り組みがさまざまなわけですが、非常に自覚の高い自主防災会の皆様では、そのあたりの仕分けもかなり皆様での協議の中で進めて

いらっしゃると伺っております。

私といたしましては、現在、町のほうで進めております防災対策会議の中で、そうしたことについても、先進的な自主防災会のご経験をご紹介いただきながら、共有しながら、基本的なフォーマットをつくっていければというふうに考えているところであります。

もう一つ、防災課がなぜないかということでもあります。私も、実は防災課が欲しいというふうに考えていたわけでもあります。現在、オリンピックという、これは一時的な行事ではありますが、大変大きな、日本国全体で取り組まなければいけないような大きな行事であります。これに対して、私どもの町も相応の対応はしなくてはいけないということで、オリンピック推進課を設けております。このオリンピックの終了とともに、人員が多少そこから解放されます。私としては、その先へ防災課をつくっていきたいと思っております。

私が就任してから、秘書広報課、これは特に、先ほど申しあげました今後の一宮町の戦略として外からの来訪者の方々の増加というものを図る必要があるということで、広報に軸を置いて設けたものであります。外国語での発信、日本語での発信、こういったことを格段に強めていくと。それから、子育て支援課につきましては、子供さん方の、我が町は幸いにも子供さんの数が減らないという状況にあります。ここへの多様なニーズにお答えするというのでつくったものであります。産業観光課と都市環境課を分けたのは、業務が隣接はしながら非常に規模が大きくなりましたので、2つに分けたということでもありますけれども、そうした私の全庁の附置の現在の構想の中で、次は、オリンピックが終了次第、防災課の設立を考えているところであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） オリンピック終わってから防災課というのは、ちょっと私は行政としていかなものかと思えます。いずれにしても、防災課をつくって至急そういう対策をしていただくということであれば、私はそれで了解します。

続きまして、第4番目、加納久宜元一宮町長の没後100年記念式典を、今年の11月3日に振武館で開催する予定になっております。このことについて、いろいろな方々から意見が出ていまして、そして問題は、まず町民が参加する企画がこの中になかった。そういうことでございます。

これは町を、これだけの一宮町をつくってくださったその町長に対して、何で町民が積極

的に参加するような式にしなかったのか。それと、顧問委員会という委員会をつくって最初スタートしたように私は聞いているんですが、最後のほうの案内状を出すに当たっては、何の相談も受けないよということを顧問委員会の方がおっしゃっていましたので、何だ、町民をばかにしているのかというような極端な発言をする方もいらっしゃいましたので、その辺をご説明願います。

○議長（小安博之君） 質問終わりました。

答弁願います。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、加納久宜公の記念式典のご質問にお答えいたします。

加納久宜公没後100年記念式典は、加納公の没後100年の節目を迎える今年、今日の本町の発展に大きく寄与した加納久宜公の功績を後世に伝え、長く町の歴史とどめるため、今年の11月3日、振武館において行うものでございます。

大橋議員のご質問の、案内の中にあつた次の世代の継承等を誰を示すかということと、参加者の中に一般の町民の方がいないよだというようなご質問がございましたが、一般町民の参加につきましては、広報いちのみやの9月号でお知らせをいたします。募集の人数につきましては、多くの方々の町民の皆様にご参加をお願いしたいところでございますが、式典会場となる振武館の広さに制限もございますので、80人とさせていただいております。

本式典には、国会議員、県会議員のほか、加納家のご親族や加納公に関連するさまざまな団体の皆様へご案内をしているところでございます。

また、式典の企画に当たっては、事業検討委員会、事業顧問委員会の協議で町内の有識者の方々からご意見等をいただくとともに、さらに、町議会の皆様からのご意見等もできる限り反映してまいりました。そして今回、町民の皆様方にもご参加について周知をさせていただいていることから、決して町民の方々を軽視するものではございません。

記念すべき式典を町、議会、教育委員会が一丸となって成功に導けるよう、皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） ただいま回答いただきまして、町民の方も参加させていただくと。

それで、あともう一つ、問題は次の世代という、案内状の中にあるんですが、この方たち

の参加もこの中には掲げられていない。今の状況ですと、ただ式典をやるという形には私には見える。これでは、非常にもったいないと私は思う。

私は、この機にまず町民の皆様の認識度を上げてもらいたい。加納さんという偉大な方がいらっしやって、この町を、これだけの基礎づくりをしてくださった大変な町長さんがいらっしやった。この方の基本的な精神が非常にすばらしい精神を持っている、こういうことを、次世代の方々にぜひ引き継いでいただきたい。と同時に、もう一度、ちょうど令和元年になりますので、町政というものをここでもう一度再検討して、今後の町をよりよくするためにどうしたらいいかというそういう協議会も設けたらどうかと。そういう要望をここでしまして、そのお答えをお願いします。

○議長（小安博之君） 大橋照雄君、答弁を求めますか、今の。

○4番（大橋照雄君） はい、できれば。

○議長（小安博之君） 渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、再質問にお答えしたいと思います。

町民皆様の認知度を上げるような企画ということで、今ご提案というかご要望いただいたところでございますが、今年、先ほどもお話ししたとおり、加納久宜公没後100年事業としまして、当該記念式典のほか、保健センターで定期的にミニ展示、これ、加納公にまつわることを紹介したりしているところがございます。また、今年の12月13日から来年の2月9日まで、大多喜城の分館におきまして加納家のゆかりの資料の特別公開ということで予定しております。そして、来年なんです。シンポジウム「加納家と一宮」の開催を、こちらは教育課が主体となって予定しておるところでございます。

また、次世代への継承ということで、このほか、町立の小学校の3年生と4年生の社会科副読本のほうを今改修しております、この副読本「わたしたちのまち一宮」ということで、一宮にまつわるいろいろな歴史とかこれまでの一宮がたどってきたものについてうたわれている副読本でございますが、この中で、町の偉人たちというコーナーの中で、加納久宜公についてご紹介をしております、こちらについても、今後、学校のほうで活用していきたいと存じます。

こうしたさまざまな取り組みで、加納公の功績を継承してまいりますが、今後も引き続き、さまざまな角度で加納公の功績についてはちょっと考えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

よろしいですか。

大橋議員に申し上げます。先ほどリアライズの再質問で、答弁漏れとの話をして、私のほうから却下と言いましたが、町の答弁で、社長を呼ぶことや社長交代の件については、参考意見として受けとめるとの答弁がありましたので、回答済みであると判断いたしました。

大橋議員の希望に沿った回答ではないかもしれませんが、ご了承願います。

以上で、大橋照雄君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、休憩といたします。

会議再開は午後1時からの予定です。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時02分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 小 林 正 満 君

○議長（小安博之君） 5番、小林正満君の一般質問を行います。

5番、小林正満君。

○5番（小林正満君） 5番、小林です。

台風15号が大きな爪痕を残す中、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を祈念申し上げます。

では、質問に入ります。

私、2問ありますので、1問ずつ区切って質問をさせていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○5番（小林正満君） まず1問目といたしまして、南消防署の移転と南総一宮線の国道への早期開通について、長生村の消防署移転の際の村の対応と手順、広域とのやりとり、流れについて、特に用地選定から竣工まで要した時間とその流れについて町で把握しているのか伺う。

②といたしまして、長生村の例から考えても、南消防署の場合に用地候補を町から示すべきだが、例えば、本年度中に町で候補地の選定を示した場合に、新庁舎建設し実際に開所す

るまでどのくらい時間がかかるか伺う。

③南消防署が移転し、新庁舎が完成した場合、その機能を100%発揮するには、南総一宮線が国道に開通していることが求められる。そのために、この道路の早期の開通は重要である。先の議会においては、小関議員からアドバイスもあった。それは、用地買収を進めるために、町の担当者を設定しておくということだった。それによるその後の進捗はどのようになっているのか伺う。

④今後、用地買収から開通まで通常形で進んだ場合、道路はいつごろに開通が見込まれると考えているのか伺う。南消防署の移転改築に先立って、道路が開通していることが最も望ましいが、こうした点を考慮して答弁を求める。

以上です。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、小林議員の南消防署の移転関係についてお答えいたします。

まず、長生村の消防署の移転の関係でございますが、長生分署は平成27年度から平成29年度年度途中までの実質2カ年半で建設されました。1年目である平成27年の4月から6月にかけて用地選定を行い、当該地権者からの内諾を得た後、地元への説明を行っております。その後、7月から用地測量及び地質調査が実施され、新庁舎の設計、構造計算が同年の7月から年度末にかけて行われました。

また、同時期の9月から10月に当該用地の購入をしております。2年目の平成28年度には、広域議会の議決を経て、8月に建設業者との契約締結に至っております。3年目の平成29年8月までの1年間、建設工事が行われ、その後、9月初旬に竣工検査、開署の流れとなっております。

続きまして、2点目の質問でございますが、消防本部が作成いたしました、消防庁舎建設等整備基本計画が今年の8月の管理者会議で承認されました。それには、整備方針、庁舎の規模は明記されてはおりますが、庁舎建設等のスケジュール及び概算費用については、今後の実施計画作成において決定される予定でございます。

また、仮に南消防署の候補地が決定したといたしましても、建築年次におけるほかの署との調整も必要となりますし、広域市町村圏組合全体として考えた場合、消防庁舎だけではな

く、新最終処分場建設や公立長生病院の整備等、構成市町村としては全て負担金として考える必要がありますので、今の段階で南署だけがいつ開署かということについては現状では申し上げられないところでございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 町の担当者設定の件ですが、用地買収時の交渉同行や困難事案の解決等がありましたら、町としては県とともに、町長並びに町の担当者が同行してお手伝いする意志があることを以前より県に申し上げております。

今のところ、国道との接続は県と町との計画のすり合わせ等について調整中です。

町といたしましては、今後も県（長生土木）と連携をとって、早期開通に向けて協力体制の強化を図ってまいります。

続きまして、用地買収から開通まで通常の形で進んだ場合は、いつごろ開通するかという問題ですが、県では現段階において用地買収など個別の交渉が伴うため、開通年度の明示は困難であるが、引き続き早期開通に努めてまいりたいと聞いております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

小林正満君。

○5番（小林正満君） 5番、小林です。

再質問、①についてなのですが、長生分署の開署までの一連の流れはわかりましたが、土地選定までの流れを詳しく教えていただきたい。最初から1カ所の候補地だけでなく、数カ所の候補地を上げて決定し、消防本部、消防委員会等で協議したと聞きます。

また、長生分署には庁舎用地以外にヘリポート用地があります。こうした点も含めた経緯、長生村の対応の流れについて町では把握しているのでしょうか。これらについて詳しく説明をしてください。

②町長に質問いたします。

8月の管理者会議で、消防・建設等基本計画が承認されたとのことですが、その中には令和元年5月作成の基本計画には、庁舎建設等のスケジュール、概算費用は明記はされていないが、令和元年7月の消防庁舎建設整備、組織再編実施計画には、細かく今後のスケジュール、実施工程、建設事業等概算費用、償還計画なども計画書となっていると思うが、南署建

設においては、他署の調整も必要とのことですが、まずは候補地を数カ所探してみてもいいですか。

土地が決定しても、開署までは約4年はかかると聞いております。まずは、最初に町が用地の候補を提示しなくては計画自体が進みません。真剣に探す気持ちはありますか。今後の町の考え方を伺います。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 小林議員の②の再質問にお答えを申し上げます。

町のほうで早く土地の候補を考えるべきではないかのご意見かと伺いました。私もそのとおりであると考えます。真剣に候補地を探して、早く提示を申し上げたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（小安博之君） 塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） 再質問の1点目についてお答えいたします。

平成27年4月初旬、長生村より現在の長生分署建設位置を含めた3カ所の土地を候補地として選び、長生村と消防本部で公図や地権者の情報、ライフライン等の有無について、資料を参考にしながら現地の確認をしたと聞いております。

3候補地を比較検討した結果について、消防本部としての意見書を長生村へ提出し、最適と思われる場所の選定を依頼したとのことでございます。このことについては、緊急防災減災事業債の活用を鑑み、短期間での事業を進める必要があったことから、消防委員会や消防担当課長会議での協議は行わず、消防庁舎建設用地の選定に至ったと聞いております。

また、長生分署にはヘリポート用地がございますが、当時、災害備蓄基地の整備計画があり、ヘリポート及び備蓄倉庫等の効率的な運用を踏まえ、隣接した土地を長生村の村有地として整備したとのこと、以上が町で把握している内容となりますが、さらに内容については、もしこの後候補地の選定の段階になりましたら、改めて長生村とお話しし、参考の資料としていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

小林正満君。

○5番（小林正満君） 県道南総一宮線は、幹線道路として国道128号線と西側に隣近接する睦沢町、長南町を経て市原市の国道297号線並びに茂原一宮道路、長生グリーンラインを介して圏央道を広域的に結ぶ路線であり、また、一宮市街地、西側地域の骨格を構成する都市交通軸として子供たちが安全に通える通学路として、一宮町市街地の機能強化と交通環境の改善を図るため、あわせて津波災害のときの避難道路として鉄道より西側地域の交通利便性向上のための道路である。

馬淵町長はこの計画している南総一宮線のコースを勝手に変えて、GSS、振武館、一宮小の校庭に道路をつくり、駅にと勝手に決め、地元区の総会で説明をして、町担当課の課長に指示し、県に報告、説明させたため、計画が停止している状態と聞いております。

ほかの町では、用地買収を進めるために、町長みずから動くのですが、県の事業推進にみずからブレーキをかける一宮方式でよいのでしょうか。過去にはオリンピック開催までに完成をと要望していました。それがなければ完成していたのか、もう少し進捗をしていたと思いますが、町民のためにも真剣に取り組んで、一日も早い実現に協力をしていただきたい。南総一宮線の開通は南消防署が十分に機能をするための重要な早期完成をと望む町民は多いです。何とかしなくてはならないと思います。このことについて、強く要望いたします。

次の質問に移ります。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○5番（小林正満君） 通学通園路の安全対策について、児童園児の通学・通園路には危険な箇所が多いのにもかかわらず、最近、自動車の暴走など多くの事故が発生をしている。

一宮町内でこうした危険な箇所が多く、朝夕に交通安全指導をしてくださるボランティアの皆様ご自身も必ずしも安全であるとは言えない実情です。

そのような町内の危険箇所を少しでも減らすために、何らかの対策を講じるべきであると考えます。

例えば、国道、県道、町道のうち、道路幅の余裕のある箇所にはガードレール設置を進めるとか、交差点の場合には、そこで待つ子供たちのために隣接する私有地の協力をいただくとか、さまざまな工夫も含めて、最大限の対策をするべきと考えます。町では今後どのように対応する考えか伺います。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） 小林議員のご質問についてお答え申し上げます。

教育委員会では、茂原警察署、長生土木事務所、各小学校、PTA代表の方々などの協力を得て、一宮町通学路安全推進会議を開催し、その中で各小学校から提出いただきました危険箇所について、各機関立ち会いのもと、現場踏査を実施し、改善対策を図っております。

今年度につきましては、東浪見地区5カ所、一宮地区7カ所の危険箇所が挙げられており、各種道路整備を初め、防護くいや注意喚起看板の設置など改善対策を進めているところでございます。

こうした取り組みを通じて、児童はもとより、児童の安全・安心な登下校の見守りをいただいている地域住民や学校支援ボランティアの方々の安全対策に努めておりますが、見守り際には、運転者からもすぐわかるように反射ベストを着用いただくことをお願いしております。

なお、通学通園路については、いまだ用地買収や横断歩道設置が難しい箇所も存在いたしますので、今後も引き続き関係機関に強く要望をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

よろしいですか。

以上で、小林正満君の一般質問を終わります。

◇ 鶴 沢 一 男 君

○議長（小安博之君） 次に、7番、鶴沢一男君の一般質問を行います。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 議長、7番。

私は、町防災行政無線について伺います。

本年3月定例議会において、町が提出した、一宮町防災行政無線の設置及び管理に関する条例案が否決をされましたが、いまだに再提案がなされていない状況であります。この条例が否決された理由は、大きく2点あると考えます。

1点目、防災無線のデジタル化に伴い、戸別受信機もデジタル化に対応した戸別受信機に交換する必要があることから、現在のアナログ電波の戸別受信機は価格が3万円で町民に無償配布であるが、今後使用されるデジタル電波戸別受信機は価格が5万円となることから、その差額2万円を町民に負担を求めた点。そして、2点目として、高齢者の方々、所得税の

非課税世帯などの低所得世帯に対する軽減措置の詳細な規則を作成していなかった点が問題とされました。

私は、3月定例議会において提出された、一宮町防災行政無線の設置及び管理に関する条例案は内容が不十分であると反対の意志を示し、あわせて町民の生命を守る防災行政無線の重要性を説き、修正された条例案の早期の提案と全戸の配布を求めましたが、すでに6カ月が過ぎております。

そこで、3点について伺います。

1点目、新条例案について答弁をお願いいたします。2点目、デジタル化に対応した新戸別受信機の配付対象者について答弁をお願いいたします。3点目、デジタル化に対応した新戸別受信機設置の個人負担について答弁を求めます。

お願いいたします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、鶴沢議員の3点について、一括でお答えいたします。

3月に否決されました条例の改正案は現在精査中でありまして、来年の3月議会に改めて上程する予定でございますが、予定がおくれていることについては大変申しわけなく思っております。

戸別受信機の住民への貸与でございますが、町といたしましては、まず、戸別受信機の貸与の対象は現行と同様に、希望する1世帯につき1台を貸与とする考えでございます。

また、1世帯2台目以降の購入についても、同様に町が購入した実費を負担していただくことで譲渡させていただきたいと考えています。

ただ、戸別受信機はその場にいなければ聞くことができず、聞き逃しのおそれがあることや、昨今のICTの普及から、必ずしも戸別受信機だけを情報源としなくても最新の情報を得られる状況となっております。

また、現在の戸別受信機は無償で貸与されていることから、電源を入れていないなど有効に活用されていないケースもあると聞いております。このため、スマートフォンや携帯などの新たな災害に対する情報源の普及率を考慮すると、全世帯を対象として無償貸与することの必要性は低いのではないかと考えておりますが、もう一方では、この戸別受信機を頼りに防災情報を受け取っている方がいることも事実でございます。

こうした状況を踏まえ、町では有償での貸与をまず前提としておりますが、高齢者の方々や、非課税世帯などの低所得者世帯の方々には戸別受信機を無償貸与とすることも必要であると考えておまして、この無償貸与とすべき世帯の範囲について現在精査中でございます。

なお、有償貸与における個人負担額についても、現在近隣の状況を調査しながら精査中でございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 7番、再質問をいたします。

項目ごとにしますのでお願いいたします。

まず、最初に1点目、新条例案についての答弁ですが、来年3月に上程するとの答弁がありました。それであれば、今年3月に改正条例案を提出した事実はどうのように理解をすればよろしいのでしょうか。早急な条例の成立が必要であったのではないのでしょうか。既にデジタル化された基地局より町内にデジタル電波が送られていることを考えれば、精度の高い新防災行政無線に速やかに変更するためにも、早期の新条例を作成すべきと考えますが、答弁を求めます。

次に、2番のデジタル化に対応した戸別受信機の配付対象者についての答弁について再質問をいたします。

スマートフォン、携帯電話が普及したことにより、これらから災害情報を得ることも今後は重要であることは理解をいたします。しかし、今月発生し大きな被害を出した台風15号を検証すれば、1点目として電気が長期にわたり遮断され、スマートフォン、携帯電話が充電できずその機能が失われたこと、2点目として、電波障害が広範囲に長期間にわたり続いたことを考えれば、これらの機器はサブ的な情報源として位置づけるべきであり、通電がなくても乾電池の備えがあれば使用できる防災行政無線の戸別受信機を全戸に配布すべきと考えます。

答弁を求めます。

そして、3点目、デジタル化に対応した新戸別受信機設置の個人負担について再度質問をいたします。

答弁では有償の貸与を前提とのことではありますが、今までは無償での貸し出しであることを考えれば、町民の理解を得ることは難しい。私は行政の最たる仕事は町民の福祉の増進で

あり、これを考えれば、町民の生命を守る防災無線戸別受信機の必要性は明らかであり、ここにその町民の皆様からお預かりしている税金を投入すべきは当然のことと考えております。

無償とするか、もしくは預かり金などとして将来返却するなど再考していただき、個人負担の軽減を図っていただきたいと思いますと考えますが、答弁を求めます。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） では、再質問についてお答えいたします。

まず、1点目の条例案はなぜ3月にということですが、現在でみて考えれば、若干拙速であったのかと、規則等の調査が不足していたのかと思います。

また、早急に急ぐ形にはございますが、現状でもアナログの機器は使えるというところではございますので、下の2点にもつながりますけれども、今後の個人負担や配付対象者などについて改めて検討している段階で、若干期間が延びているということでご理解をいただきたいと思います。

なお、2点目の戸別受信機の配付対象者につきましては、金額、有償についてでも最終的には町といたしましても全戸配布は望むところではございますが、なかなか負担額によっては難しいところもあろうかと思えます。これも3点目、同じような形になりますが、今後個人負担額の金額についてもあわせながら、この軽減の対象者や全体の配布についてあわせて再度詳細に検討し、また議会の皆様にもご協議をいただいて、なるべく町民の皆様にご納得のいただけるところでお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

以上で、鶴沢一男君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

◎認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託

○議長（小安博之君） 日程第6、認定第1号 平成30年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第2号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第3号 平成30年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第4号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出

決算認定について、日程第10、認定第5号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。

よって、日程第6、認定第1号から日程第10、認定第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) それでは、認定第1号から認定第5号、平成30年度の決算関係でございますが、概要を説明させていただきます。

資料で説明させていただきますので、お配りしております一宮町決算資料をご用意ください。

それでは、1枚めくっていただきますと、右下に全体説明資料1と書かれたページでございます。こちらは一般会計のほか、全ての特別会計について決算額を一覧にしたものでございます。

最初に、一般会計ですが、収入額48億3,571万3,422円に対し、支出額45億8,366万7,591円となり、差し引き金額2億5,204万5,831円でございます。

次に、特別会計ですが、4つの会計を合わせ、収入額28億8,594万5,245円に対し、支出額28億1,320万9,503円となり、差し引き金額7,273万5,742円でございます。

それぞれ主な特徴点でございますが、資料の次のページ、右下に全体説明資料2と書かれたページをごらんください。

こちらは、全ての会計について歳入総額を一覧にした資料でございます。最初に一般会計の収入総額ですが、決算額48億3,571万3,422円、前年度に比べ5,826万9,865円、率にして1.2%の減少となりました。特徴を申し上げますと、一宮排水機場補修事業により土地改良施設維持管理適正化事業交付金が5,085万円増加するなど、増額要因もございましたが、駅前観光施設整備事業の地方創生拠点整備交付金や臨時福祉給付金事業の終了により国庫支出金が7,759万1,000円減少したこと。また、財政調整基金繰入金の減少などにより、繰入金が6,671万3,000円減少したことなどが主な要因となり、歳入全体で減少となっております。

次に、特別会計でございますが、4会計を合わせると28億8,594万5,245円、前年度に比べ、2億5,662万9,967円、率にして8.2%の減少となりました。

こちらは、後期高齢者医療特別会計における保険料改定に伴う保険料増加による増額要因

もございましたが、国民健康保険特別会計において、平成30年度からの広域化に伴い、国庫支出金や共同事業交付金が減少したことが大きな要因となり、特別会計全体で減少となっております。

次のページをお願いいたします。右下に全体説明資料3と書かれたページになります。

こちらは、全ての会計の歳出を一覧にしたものでございます。一般会計の支出総額は45億8,366万7,591円となりました。前年度に比べ、4,562万3,484円、率にして1.0%の増加でございます。こちらは臨時福祉給付金給付事業4,573万6,000円や、駅前観光施設整備事業1億789万9,000円の事業終了などによる減額要因もございましたが、一宮排水機場補修に伴い土地改良施設維持管理適正化事業が8,629万6,000円増加したほか、一宮小学校屋外運動場整備事業が4,557万2,000円増加したことなどが主な要因となり、歳出全体で増額となったものでございます。

次に、特別会計につきましては4会計を合わせると28億1,320万9,503円で、前年度に比べ、2億1,688万930円、率にして7.2%の減少となりました。こちらは、後期高齢者医療特別会計において保険料改定に伴い後期高齢者医療広域連合納付金の増加による増額要因もございましたが、国民健康保険事業特別会計において広域化に伴い共同事業拠出金や後期高齢者支援金が減少したことが主な要因となり、特別会計全体で減額となったものでございます。

次のページをお願いいたします。右下に全体説明資料4と書かれたページになりますが、決算概要の最後に、歳入歳出差し引き残額でございます。

一般会計の残額は2億5,204万5,831円となり、前年度に比べ29.2%、1億389万3,349円の減少となりました。特別会計につきましては、全体で7,273万5,742円の残額となり、前年度に比べ35.3%、3,974万9,037円の減少でございます。この残額につきましては、予算の正確性への関係もございますので、年度末の3月補正の際には決算見込み額を十分精査するなど、安易に残額が多くならないよう、精度の高い予算管理に努めてまいりたいと思います。

以上、簡単ではありますが、平成30年度決算について説明を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件につきましては、6名の委員で構成される決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、本件は6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

続いてお諮りいたします。委員構成については、各常任委員会より2名ずつ選出したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、委員構成については、各常任委員会より2名を選出することに決しました。委員選出につきましては、休憩中に各常任委員会を開催され、委員を選出し、議長まで報告願います。

それでは、各常任委員会の開催場所を申し上げます。

総務常任委員会と経済常任委員会は議員控室、厚生文教常任委員会は議長室。

常任委員会開催のため、5分程度の休憩といたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時43分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の構成が決まりましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会、森 佐衛君、大橋照雄君。経済常任委員会、志田延子君、内山邦俊君。厚生文教常任委員会、小関義明君、川城茂樹君。

ただいま選出されました委員は、ただちに議長室にて決算審査特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長を選出し、議長に報告願います。

決算審査特別委員会開催のため、30分程度休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 2時12分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長並びに副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長、森 佐衛君、副委員長、志田延子君。

以上のとおりですので、ご了承願います。

なお、決算審査特別委員会は、10月28日月曜日、10月29日火曜日の2日間を予定しております。本決算に対する委員外質問は、お手元の委員外議員の質問用紙で10月15日火曜日までに委員長宛てに提出されますようお願いいたします。

◎報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑

○議長（小安博之君） 日程第11、報告第1号 平成30年度一宮町健全化判断比率について、日程第12、報告第2号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。よって日程第11、報告第1号及び日程第12、報告第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

議案つづりの11ページをごらんください。

報告第1号 平成30年度一宮町健全化判断比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度一宮町健全化判断比率について次のとおり報告するものでございます。

12ページの表をごらんください。

平成30年度一宮町健全化判断比率につきましては、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字の比率は決算が黒字となっておりますので、数字は入っておりません。

③の実質公債費比率につきましては、平成30年度は6.0%で、平成29年度が6.2%ですので、0.2ポイント改善されており、早期健全化基準の25%を下回っております。

比率改善の主な要因ですが、普通交付税が減少するなど、比率が悪化する要因もございましたが、公債費が毎年の償還で減少していることが主な要因となり、今回の算定では0.2ポイントの比率改善となったものでございます。

次に、④の将来負担比率は、平成30年度は33.7%で、平成29年度が17.5%ですので、16.2ポイント上昇となりました。この比率は町の地方債残高を初め、債務負担行為に基づく今後の支出予定額、また長生広域など一部事務組合の地方債のうち、この先、町が負担する見込み額、さらには町職員が一度に全員退職したと仮定したときの退職金の見込み額を合わせた

額が、町の財政規模にどのくらい占めるかをあらわす比率でございます。こちらは、将来負担額から差し引くことのできる充当可能基金は増加したものの、町の債務負担行為額が上総一ノ宮駅東口整備事業に伴い大きく増加したものが要因となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

報告第2号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、次のとおり報告するものでございます。

15ページをごらんください。

平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率につきましては、決算におきまして黒字でありますので、数字は入っておりません。

説明は以上でございます。

○議長（小安博之君） 報告第1号及び報告第2号の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第13、議案第1号 一宮町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） それでは、議案第1号 一宮町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案つづりの17ページをお願いいたします。

本条例の改正でございますが、住民基本台帳法施行令の一部改正によりまして、令和元年11月の5日から住民票に旧氏の記載が可能となるため、当該記載がある場合における印鑑の登録及び証明に係る事務においても、旧氏の併記を使用できるよう、必要な改正をすると

もに、所要の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、国から示された内容をもとに、改正のほうをいたしました。

まず、条文の1行目、第2条第1項の改正は国の改正に倣い、登録資格のある者について明確に条文化したものであります。

次に、4行目から8行目までは、第5条の改正となります。こちらは登録できない印鑑の規定でありまして、第1項第1号及び第2号の改正は旧氏に関する規定を追加するものであります。

次に、下段から次の7ページの7行目までは、第6条の改正となりまして、こちらは登録に関する要件を規定しております。

17ページに戻りまして、下段の第6条第2項でございますが、国の改正に倣い、「登録する」に改めるものでございます。また、同じ行の同項第3号につきましては、氏名の説明に旧氏及び磁気ディスクに関する事項を追加するため、同号の条文を改めるものでございます。

続いて、18ページ5行目の第6条第2項第5号は、国の改正に倣い、「記載がされている」に改めるものでございます。また、同じ行の同条第3項につきましては、前の第2項第3号において同じ内容で条文化しましたので、括弧部分の説明を削除するものでございます。

その下、第11条第6号は、印鑑登録の抹消に関する要件を規定しておりますが、氏の説明に旧氏に関する条文を追加するものでございます。

その下、第13条第1項は国の改正に倣い、「登録されている」に改めるものでございます。

最後に、この条例の施行日でございますが、住民票に旧氏の併記が開始されます本年の11月の5日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第1号 一宮町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第14、議案第2号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山子育て支援課長。

○子育て支援課長(中山栄子君) 議案第2号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案つづりは19ページから21ページでございます。

本条例は、児童福祉法の規定に基づき国が定める基準に従い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めたものでございます。

改正は大きく2点で、国基準と同様の改正でございます。

1点目が、連携施設の基準の緩和で、第6条において職員が病気等の際にかわって保育を提供するなどの連携協力を行う施設について、対象とする施設の範囲を拡大するほか、第45条において保育所型事業所内保育事業については連携施設の確保を不要とする改正でございます。

また、附則第3条では、連携施設を確保しないことができる経過措置をさらに5年間延長するものでございます。

2点目が、食事の提供に係る基準の緩和で、第16条において外部搬入の対象の拡大をするほか、附則第2条において原則である事業所内での調理を猶予する期間をさらに5年間延長するものでございます。

施行期日は公布の日からでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第2号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第15、議案第3号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山子育て支援課長。

○子育て支援課長(中山栄子君) 議案第3号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案つづりは22ページから33ページでございます。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、国が定める基準に従い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定めたものでございます。

改正は大きく3点で、国基準と同様の改正でございます。

1点目が、この10月から始まる幼児教育・保育の無償化後も引き続き原則保護者負担となる副食費について免除とする範囲を規定するもので、第13条を改正するものでございます。

2点目が、家庭的保育事業等の連携施設の基準を緩和するもので、第42条を改正いたします。また、附則第5条において連携施設を確保しないことができる経過措置をさらに5年間延長するものでございます。

3点目が、子ども・子育て支援法の改正により、用語の整理その他所要の改正を行うものでございます。

施行期日は本年10月1日でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第3号 一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第16、議案第4号 令和元年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、令和元年度一宮町一般会計補正予算（第4次）についてご説明をいたします。

議案つづり34、35ページをごらんください。

令和元年度一宮町の一般会計補正予算（第4次）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,084万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,062万円とする。

それでは、まず歳出のほうからご説明申し上げますので、44、45ページをごらんください。

右側の説明欄にてご説明申し上げます。なお、各一般職の人件費につきましては、おおむね人事異動に伴うものでございますので、詳細の説明は省略させていただきます。

まず、2款総務費1項総務管理費、このうちの特別職人件費、共済費、1万1,000円については教育長の交代に伴うものでございます。

続きまして、人事管理事務費のうち、13節委託料、会計年度任用職員制度例規整備支援委託料につきましては、消費税が10%に改正することによる増額分でございます。

続きまして、企画費のうち東京五輪準備事業でございますが、15節工事請負費といたしまして、釣ヶ崎海岸広場進入路拡幅工事でございます。北側に歩道を設置する場合の歩道のブロック等を新たにふやすことによるものでございまして、528万円の増でございます。

まちづくり推進事業でございますが、工事請負費といたしまして、釣ヶ崎海岸施設建築工事、これにつきましても消費税が10%に改正することに伴う増額分といたしまして124万円を補正するものでございます。

国際交流費のうち国際交流員活用事業のうち負担金補助及び交付金、自治体国際化協会負担金1万円の増でございますが、地方交付税措置の見直し及びJ Tのプログラムの充実のため、人員割の負担が1万円増となったため、補正するものでございます。

続きまして、防災行政無線事業のうち防災行政無線管理運営事業でございますが、備品購入費といたしまして、戸別受信機90台分、264万6,000円を補正するものでございます。これにつきましては、現在、費用の負担が不確定であるデジタルの子機を配布するのは、混乱を招くおそれがあることから、暫定的にアナログの戸別受信機を追加で購入することを考えておるものでございます。なお、既に予約が70件以上となっておりますので、この購入により在庫が大幅にふえるということはありませんし、この戸別受信機は、令和14年まで10年以上使えることでございますので、今回、暫定的に購入するもので、これは無料で配布するものでございます。

続きまして、46、47ページをごらんください。

2款総務費のうち、5項統計調査費でございますが、2020年農林業センサス、これにつきましては、報酬、職員手当旅費、需用費や役務費等、各項目におきまして、国からの委託金の交付決定により、各項目ごとに増減がございましたので、今回補正で増額、減額をするものでございます。

続きまして、3款民生費のうち、社会福祉費でございますが、障害福祉費のうち自立支援事業でございます。委託料といたしまして、障害福祉サービスシステムの改修委託料でございます。これは就学前の障害児発達支援の無償化に伴うシステムの改修費用でございます。16万2,000円を追加するものでございます。

続きまして、48、49ページをごらんください。

3款民生費2項児童福祉費のうち、子ども・子育て支援対策事業でございます。これは幼

児教育・保育無償化対策事業に伴う各項目の増加の補正でございます。

まず、職員の各種手当、時間外等におきまして32万9,000円。また、臨時職員、これは窓口対応とか、通知の発送業務及び事業実施補助のための臨時職員として59万8,000円。消耗品費といたしまして、宛名ラベル等で3万8,000円。例規整備支援委託料といたしまして、新たな条例や規則等を改正するための費用で43万2,000円。事務用備品といたしまして制度周知のためのパンフレットや、それを置くためのスタンド等の購入のため、8万5,000円。また、負担金補助及び交付金といたしまして、施設型給付費25万7,000円につきましては、令和元年7月から、いすみ市で1名通所となっているため、給付を増額するものでございます。子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、新制度に移行しない未移行の私立幼稚園を利用する人のための利用給付金でございます。

次の副食費補助金につきましては、現在、保育料に含まれている副食代は、今後、施設で徴収することとなりますが、現在、町独自の施策として、既に保育料無償化となった人たちへの引き続き免除するための施設への補助をするものでございます。

扶助費といたしまして副食費補足給付金でございますが、未移行幼稚園での利用者のうち、年収360万円未満の世帯に対する助成をするものでございます。

続きまして、放課後児童健全育成事業でございます。これを現在、1台、共通車でありました公用車を専用の車として配置してございますので、その燃料分をこちらで補正して充てるもので1万5,000円の増でございます。

続きまして、50、51ページをごらんください。

保健センター費のうちの保健センター管理運営費として備品購入費でございます。この保健センター備品8万2,000円につきましては、消火器10本を交換するもので、この12月をもって製造より10年を経過するため、使用期限でございますので、これを交換するもので本年の7月の点検でこれが発見されたものでございます。

続きまして、5款農林水産業費1項農業費のうち農業振興費でございますが、負担金補助及び交付金といたしまして、調整農業独立支援センター負担金155万6,000円につきましては、3町村及びJAと長生農業事務所で行う支援センターに対する各町村の負担金分でございます。

続きまして、有害鳥獣対策事業でございますが、報償費といたしまして有害鳥獣を駆除した場合、現在、謝礼を支払っておるところですが、特にイノシシにおいては当初65頭を見込んでおりましたが、既に53頭分を支払い済みとなっておりますので、今後、不足が見込まれ

ることから、90万円、90頭分を新たに増額するものでございます。

農地費といたしましては、ため池整備事業負担金補助及び交付金でございます。これは、県営ため池等緊急整備事業負担金、二又池の改修について県事業で行いますので、町分の負担額となって750万円増の計上でございます。

続きまして、6款商工費1項商工費でございますが、3目観光費のうち観光振興事業といたしまして委託料、観光ガイドブックの作成委託料として374万円でございます。これはふるぶを3万部増刷するものでございまして、当初3万部作成したものの既に残りが5,500部、さらに3,000強、使用する見込みが立っておりますので、近々不足することが予想されることから、増刷分を補正で計上するものでございます。

続きまして、観光拠点施設運営事業、これは需用費のうちの修繕料でございますが、旧駅前観光施設の屋根及び照明機器が壊れたということでございますので、この補修費として9万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、7款土木費2項道路橋梁費のうち、道路維持管理事業でございますが、15節の工事請負費といたしまして300万円、これは当初の見込みより緊急事業が多く発生いたしまして、既に当初の予算が支払い済みとなっていることから、新たに300万円を増額するものでございます。

52、53ページをごらんください。

同じく土木費のうちの4項都市計画費のうちの3目公園事業費でございます。都市公園等維持管理事業、15節工事請負といたしまして11万3,000円。これについては、東野南公園のスプリング遊具が既に壊れており、これを撤去する工事費を計上するものでございます。

8款消防費1項消防費のうち、災害対策事業委託料といたしまして、避難行動要支援者名簿管理システムの保守委託料でございます。これは本来当初予算に計上すべきところ、計上漏れとなっておりますものを新たに追加で補正するものでございます。なお、半年分については業者のほうに負担してもらっているところでございます。

続きまして、9款教育費1項教育総務費のうち、真ん中、特別職人件費につきましては、職員手当、共済費とともに教育長の交代に伴う減でございます。さらにその下、国際化教育推進事業でございます。負担金補助及び交付金、自治体国際化協会負担金、これも先ほど説明したとおり、人員当たり、1人当たり1万円の増が見込まれており、教育部門では2人採用しておりますので、2人分で2万円の増となっております。

続きまして、54、55ページをごらんください。

学校教育費の東浪見小学校の給食事業のところの需用費でございますが、修繕料として20万3,000円でございます。これは炊飯器、現在3基あるんですが、そのうちの1基のコンローラーが作動しないため、2基で対応しておりますが、不足が見込まれることから緊急に補修をするものでございます。また、あわせて食品保存庫の塗装が大分剥がれてきていることにより、これもあわせて食の安全のために塗装を補正で行うものでございます。

続きまして、教育振興費のうちでございますが、まず、東浪見小学校オリンピック・パラリンピック活用教育推進事業でございます。これは平成31年度オリパラ教育推進校に指定されております一宮の東浪見小学校、一宮小学校の各事業の申請決定に伴う各事業の費用でございます。東浪見小といたしましては、講師謝礼といたしまして、千葉パイレーツ、これはシッティングバレーのチームでございますが、この方を講師として呼びまして講演をいただく予定で3万5,000円。また、球技用のボール等を購入予定で消耗品費といたしまして3万5,000円でございます。

同じ事業の中で、今度は一宮小学校のオリンピック・パラリンピック活用推進事業でございます。同じような講義の中の講師謝礼といたしまして5万円を計上しておりますが、現在、講師の予定は未定ということで、今後決定されるものでございます。

なお、消耗品費につきましては、オリンピック大事典等のオリンピック関連図書を購入ということで2万円の計上でございます。

同じく、9款教育費のうち、3項中学校費でございますが、このうちの学校管理運営事業、15節の工事請負費、階段手摺改修工事41万8,000円でございますが、GSSセンターと中学校の校庭の連絡用でございます階段の手すりが、腐食が激しく使用が危険な状況となっておりますので、補正対応で修繕を行うものでございます。

教育振興費、これは同じくオリンピック・パラリンピック活用教育推進事業といたしまして、報償費と事業費を計上するものでございます。こちらの講師についても現在未定で1万円。消耗品につきましては、横断幕やコスモス等の花の種、それを入れるプランター等の購入予定で6万円でございます。

続きまして、同じく教育費のうちの社会教育費でございますが、一番下のほうをごらんいただきたいと思います。社会教育事業運営費でございます。使用料及び賃借料、バス借上料でございますが、現在、いちのみや号がエアコンの修繕のために使えない状況となっております。しかし9月分といたしまして、16回、既に予約が入っておりますので、これは民間のバスを借り上げで対応するもので、112万4,000円を新たに計上するものでございます。

続きまして文化財保護事業といたしまして、報償費29万6,000円でございますが、次のページをごらんください。これは56、57ページでございますが、新たに発見された文化財、数千点が寄贈されましたので、それを調査、整理するための文化財調査員の報酬でございます。

同じく9款教育費のうち、5款保健体育費でございますが、振武館費といたしまして、振武館管理運営費でございます。このうち需用費といたしまして、消耗品費として進入路の木柵用のロープ、また和室の障子紙、修繕料といたしまして畳の表がえの費用でございます。また、委託料といたしまして、雑木伐採委託料、これは加納公の石碑周辺の雑木の撤去でございます。これらにつきましては100年事業に対応するもので、新たに計上するものでございます。

あと、12款の諸支出金でございますが、1項繰出金、これは国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計、農業集落事業特別会計に、各項目ごとに繰出金を計上しているものでございます。

それでは歳入のほうに入らせていただきます。

42、43ページをごらんください。

各項目ごと、10款地方特例交付金とか、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金等ございますが、全て歳出のほうで計上いたしました歳出に伴う各国県等の交付金をここに計上するものでございます。

地方特例交付金といたしまして268万9,000円、これは減収補てん特例交付金でございます。子ども・子育て支援臨時交付金といたしまして563万5,000円。ため池整備事業分担金として300万円。子育てのための施設等利用給付金として113万7,000円。社会保障・税番号制度システム整備費補助金として239万1,000円。障害者総合支援事業費補助金として16万2,000円。子ども・子育て支援交付金として3万6,000円。同じく県のほうから、子ども・子育て支援事業費補助金として148万円。野生獣管理事業補助金、これは先ほど説明しましたイノシシの報償費でございますが45万円。2020年農林業センサス委託金については、△の1万7,000円でございます。さらにオリンピック・パラリンピックを活用した教育推進事業委託金として21万円。さらにその不足分として、ふるさと応援基金の繰入金として652万円。前年度繰越金から123万5,000円。臨時財政対策債を480万円。歳入と見込みまして、歳出に対応するものでございます。

それでは、39ページをごらんください。

地方債の補正でございます。

先ほど説明いたしました臨時財政対策費として480万円、歳入を見込んでおりますので、1億4,000万円を限度額とするものを1億4,480万円に変更するものの補正でございます。

説明は雑駁ですが、以上でございます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 藤乗です。

幾つかございますので、続けて申し上げます。

7点あります。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○8番（藤乗一由君） 1番目、歳入のほうなんですけれども、先ほど説明のありましたふるさと納税の歳入652万円ということで、ふるさと納税で入ってきたものの基金に繰り入れる分だということだと思っておりますが、本年のふるさと納税の納入額の見通しというのは立ててあるんだと思っておりますが、内容によっては返礼品予算の支出の見直しというのも今後あるのではないかと思います。そうした見通しについて伺いたいします。

2番目としまして、45ページの歳出ですけれども、釣ヶ崎広場進入路工事、これの歳出528万円ということで補正なんです、当初予算で出ておりましたが、当初予算の額と、それから補正の理由、さらに、この工事の補正になった部分も加えた工事の内容について、ご説明ください。

3番目といたしまして、49ページの子ども・子育て支援対策事業506万9,000円ですけれども、これは保育所無償化に伴うものというふうにご説明がございましたが、保育所無償化ということで、一宮の場合にはほとんどないかと思われそうですが、何らかの事情で、保育所に入所できない方とできる方の間に給付があるなしという点で、結果的に差別を受けるという、同じ年代のお子さんをお持ちであっても、結果的に差別を受けてしまうということになってしまう可能性があり得ると思うんですけれども、その辺のところで一宮の現状として問題ないのだろうか。また、他地域に通うという場合も、そうした差というか問題点というか、そういったところはないのかということも含めて、ご説明をお願いします。

さらに4番目としまして、同じページの放課後児童健全育成事業1万5,000円の歳出ですが、この燃料費ということで、町の直接の所管になったということでの燃料費ということで、この放課後児童健全育成事業、学童保育に関しては、そもそも学校外の施設もお借り

して利用しているはずだということでしたが、昨年の場合には学校外の施設は一切使用されずに学校の教室を利用されていると。

学校の教室は本来、学校内で授業のために利用されるべきであって、むしろ学校のほうが軒先を貸して母屋をとられてしまった、ちょっと例えは悪いですが、それに近いような状況になってしまっているというように見受けられます。本来的な学校の事情と、こうしたこともきちんと協議を重ねた上で、この事業そのものを進めていただきたいところなんです。その辺のところはどうなっているんでしょうかと。ずっと続けているので、当たり前のようになっているというところが、ちょっとそれ自体が問題ではないかと思います。

5点目です。51ページの観光ガイドブック作成委託料374万円ですが、るるぶの発行に関して、来年度のオリンピックにかかわって残部が5,500では心もとないということだということですが、現在の増刷する版、これはいつ作成された版で、次の改訂はいつになるのかと。今回の部数3万部で、これが十分足りるのか、あるいは多過ぎるのか。どの程度の期間をもって消費といたら変ですけれども、消費する予定なのか。さらに、これが例えば来年が改訂ですという場合に、大量の残部になってしまうというような、そういう心配ないのかどうか。そうした計画について、予定について、ご説明ください。

6点目です。ちょっと戻りますが45ページの防災無線に関する264万6,000円です。先ほど鶴沢議員のほうから一般質問でございました。3月に条例で出されたものですが、本来は途中経過として、こういう状況だというのがあってもしかるべきではなかったかなというふうに思います。アナログ機の購入が無駄になってはいけないという意見もあるようですが、私は個人的には、デジタル機をどんどん配布することも、問題も抱えているというふうに思います。

そこで、3月当時の条例が出た段階のときに、よそでの利用状況などはどうなんですかというふうにお聞きしました。そこで、運用している他の自治体、このデジタル機の利用状況や利用者のご意見、情報収集、こうしたものはしているのでしょうかということですね。それとさらに、これについては、もう2点ですが、サンプルなどを取り寄せて試験的に運用してみるということをしてみてもどうですかという提案もしましたが、そうしたモニターというのはやっているんでしょうか。

さらに、ここについて3つ目ですが、アナログ機の追加購入というのは暫定的ですと言いましたが、今回の台風を受けて、急にさらにふえると、希望者がふえるということもあり得るのではないかと思います。そこで、いつまで暫定的なことを続けるのか、これがさらにふえて、

3月までの段階でさらに何十台も補正を出しますということになるのかどうか、そういう計画について説明していただきたいと思います。

最後に7点目、バスの借上料、55ページですが、112万4,000円ということですが、いちのみや号、老朽化しておりますので、今後も故障した場合にはバスを借り上げるということになるのでしょうか。修理そのものはいつごろでき上がり、修理費それ自体も補正されるということになるかと思いますが、この見通し、これについて考えているのでしょうか。どのくらいになっているんでしょうかということですね。さらに、新年度にバスの購入を検討するという予定などはないのでしょうかという点です。

各項目につきまして、幾つか質問事項を挙げておりますが、順次お願いいたします。

○議長（小安博之君） 藤乗議員に申し上げます。

ただいま質問ございましたけれども、今補正に直接関係する部分は答弁させますが、それ以外に直接関係されない部分に関しましては答弁されませんこともありますので、ご了承願います。

それでは執行部のほう、答弁をお願いします。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、藤乗議員の1点目のご質問、歳入の中でふるさと納税についての、今年の寄附額の見通しということで、現在わかる範囲でお答えさせていただきます。

今年の令和元年度の当初予算では、歳入見込みを6,000万円で予算計上してございます。これは昨年の平成30年度実績の1億1,586万円の約50%を見込んでおります。これにつきましては昨年度、制度の改正前の駆け込みの需要で昨年は、今までの中で一番大きく入ってきたところから、今年についてはかなり落ちるんじゃないかということで50%として見込んでおります。

その中で、今年の令和元年度の状況でございますが、この4月から8月までのデータがございまして、それと昨年の4月から8月のデータでちょっと比較させていただきますと、まず、寄附の申し出の金額でございますが、寄附額については、昨年の平成30年の4月から8月までの5カ月間で3,834万円の実績でございます。今年、令和元年の4月から8月の申し出の金額実績としまして、2,223万8,000円。対前年度比で58%となります。また、この同時期の4月から8月の申し込みの件数についても把握しておりまして、こちらにつきましては昨年度、平成30年度は1,179件、今年の令和元年の4月から8月までの件数につきましては

は478件、対前年度比で40%となります。

それと、昨年、平成30年度の制度改革前の駆け込みのピークが、実は9月と10月に結構入っておりまして、今年は多分このピークはございませんので、この9月、10月でかなり落ち込むことが予想されます。これらをちょっと勘案しますと、まだ予想でございますが、当初予算の6,000万円を割り込むおそれもあることが懸念されております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁できますか。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） それでは、2つ目の45ページ、東京五輪準備事業につきましてお答えいたします。

釣ヶ崎海岸広場進入路の拡幅工事につきましては、オリンピック開催時、オリンピック開催後の利用を想定しまして、現在の幅6mから12mに拡幅し、車両片側3.5mの全幅7m、南北両側に2.5mの歩道を設置するものでございます。当初予算額は862万4,000円でございます。

今回の補正ですけれども、当初予算では歩道と車道の区分は路面標示、いわゆる白線で行う予定でした。しかしながら警察との協議を行ったところ、全幅12mの広い道路になることから、歩行者の安全確保のため、歩道と車道を物理的に区分する必要があるということになりまして、白線のかわりに歩車道境界ブロックを設置することにいたしました。今回の補正はこの歩車道境界ブロックおよそ193mの設置工事に係る費用528万円を増額するものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 中山子育て支援課長。

○子育て支援課長（中山栄子君） 3点目の49ページ、子ども・子育て支援対策事業の中の幼児教育・保育の無償化に関しましてですが、なかなか入所できない人がいたら、無償化の恩恵が受けられないというところで、現状をとということでございますが、現在、3歳以上児につきましては希望した全員が入所できております。保育所の入所は、保育の必要性の高い方から順に入所を決定しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、保育所等に入所できないため、一時保育事業を利用する方につきましても、保育の必要性の基準を満たせば無償化の対象となる場合もございますので、お問い合わせをいただきたいと思います。

続きまして4点目、放課後児童健全育成事業の燃料費1万5,000円でございますが、事業が子育て支援課に移ったため、現場に行くことが頻繁になり、公用車の1台を子育て支援課の管理とするための燃料費の計上でございます。また、本事業につきましては、今後、教育委員会とさらに協議をしてまいります。

以上です。

○議長（小安博之君） 藍野教育長。

○教育長（藍野和郎君） 今の子育て支援課長の補足になりますかどうか。

今、学校、一宮小も東浪見小も生活科室という、かつては小学生も理科とか社会があったんですけども、それがなくなって生活科という科目になりました。それで、両小学校とも生活科室を学童さんで使っているの、藤乗議員のお話、ご質問の内容は、要するに、本来学校で使うべきところという意味合いでのご質問だと思うんですけども、これは子育て支援のほうと相談をしながら、また、学校と相談しながら、1時間目から6時間まで、ずっと生活科室を使っているわけではありませんので、生活科室を学校の子供たち、要するに小学校の子供たちと学童の子供たちが上手に使えるように、施設を有効に使えるように、相談をしながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小安博之君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 先ほどの藤乗議員のご質問のありました、51ページの観光ガイドブック作成委託についてなんですが、まず、改訂はいつなのかということでございますが、るるぶ発行後1年以内であれば、すぐそのまま増刷はできるんですが、1年以上経過するに当たりまして、改訂して増刷が必要となります。ですので、今回、それこそ店舗の情報、あるいは宿泊施設の情報、それらを全部、掲載の情報を見直した中で増刷を行うということになります。

それと、3万部でどれだけの期間で配布をされるかというようなご質問でございましたが、通常、昨年6月、8月でしたか、3万部増刷しまして、今の見通しでいきますと来年3月で約2,000部を割るような状況でございます。ですので、通常ですと1年半というような見通しを立てているところなんです、来年につきましてはそれこそオリンピックということがあります。ですので、この3万部につきましては、来年1年間で消費をされるものだと考えております。

3点目、配布の期間についても来年1年間ということで考えておるといような状況で

ざいます。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） デジタル無線についてお答えいたします。

デジタル対応の戸別受信機の条例について現在、個人負担額2万円が妥当なのか、または無料にすべきなのか、改めて検討しているわけですが、この中には当然、各地の情報を収集しており、その中での利用状況の意見等を踏まえた上で検討していることから、若干時間がかかっているものでございまして、その辺はご容赦いただきたいと思います。

町といたしましては先ほど申したとおり、現在の費用が不確定なデジタルの戸別受信機を現状で配布することは、混乱を招くおそれがあることから考えておらず、一応暫定的に今回補正するものでございますが、ご指摘のとおり、この補正を計上後、台風15号による被害があり、停電等が発生しているなどと、今までと想定をしないような災害が起きていることも事実でございますので、現状においては新たな購入をもって在庫が大量にふえるということではなく、使用できると考えておりますが、今回で補正が全て終わるかどうかについては、現状ではちょっとわからない状況でございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、藤乗議員の7番目、最後の質問のほうにお答えいたします。

まず、いちのみや号の今後という形の中で、今、現在の状況のほうなんですけれども、先月の8月にエアコン、こちらのほうはコンプレッサーのほうの故障により、現在、修理中になります。故障の原因のほうはわかりましたが、何せ古い型式のバスということで、部品も特注という形になり、現在、取り寄せている状況になります。この取り寄せにあと1カ月半ほどかかるという話があり、これから10月、気温も下がってまいりますので、部品が入るまでの間、一度いちのみや号を修理工場のほうから引き上げ、9月下旬から一度、いちのみや号の運転のほうを再開する予定であります。

やはりいちのみや号、古いので、今後の借り上げ等についても、やはり財政等と話し合った中で、話のほうは進めていきたいと思っております。また、今回に係る修理費のほうなんですけれども、やはり部品のほう、工賃、エアコンのコンプレッサーという形の中で、今のところ見積もりのほうで約40万円かかるということになります。

また今後、町バスの運営計画、また町はどのようなふうを考えているのかということなんですけれども、新規にバスを買いかえる方向にしても、買いかえの決定からバスの納車に至るまで、これは半年以上かかります。その間については、今あるいちのみや号を使っていかなければなりません。その間、乗り切る間についてなんですけれども、やはり修繕や車両点検、車検、消耗品の購入など、今後かかる経費を考えた中でも、教育委員会としては、バスの利用者、利用状況などの調査、利用者の意見を集計し、新規の買い替えや、また、バスのリースによる運転、利用性の向上を図るために、今後、バスをどのように、町のバスの運営・管理、バスの維持をしていくのがいいのかを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありませんか。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 45ページ、防災行政無線管理運営事業についてお聞きします。

今年度の31年度の当初予算では、アナログではなくデジタルの購入で予算が計上され、議会の承認を得ております。私は、アナログ機の購入に疑問を持った立場で質問を今、しますが、アナログ機は使用期限が限られている。そして先ほど総務課長の答弁で、令和14年まで使えるということですが、これは正確に言うと最大でアナログの電波が飛んでいるのが令和14年まで。町は順次、今後、デジタルに切りかえていくわけですから、令和14年を待たずにデジタル化になっていくと考えます。そうした中で、どうしても今回アナログを買わなければいけない理由が果たしてあるのか。それを聞きたいと思います。

あわせて、デジタルの購入は、条例が制定されていないから買えないよみたいな話が今ありますけれども、それは役場の都合であって、デジタル機を購入して、条例が制定されるまでの間に、今まで同様、無償で町民に配布をして、条例が制定された段階で、こうなりますよ、こうなる可能性がありますという説明をすれば、十分、デジタル機を買っていけると考えますが、その辺、どうなんでしょうか。

○議長（小安博之君） 塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） ご指摘の点でございますが、ご指摘のとおり町の都合により遅れているのは事実でございますが、その点については改めて陳謝申し上げるところではございますが、先ほどから答弁しておりますように、預かり金及び一時的に無償で配布するについては、その後の費用負担の額が確定した段階での混乱が予想されることから、申しわけありませんが、当面はアナログを購入していくという形で、できる限り来年度以降はデジタル化

を進めていくという考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 私は、一般会計補正予算について反対の立場で討論をいたします。

補正予算の内訳を見ますと、防災行政無線の受信機を購入する予算が計上されております。

この詳細を確認しますと、旧型アナログ式受信機を90台、購入するものであります。

既に町では国の指導のもと、防災無線のデジタル化を進めているところであり、町内にはデジタル化に対応した基地局及びデジタル電波が発信をされているところでもあります。あわせて申し上げます、平成31年度予算には、デジタル式受信機の予算も計上されているところでもあります。

また、本年3月定例議会において、町が提出した防災行政無線のデジタル化に伴う条例の改正案、一宮町防災行政無線の設置及び管理に関する条例案も否決されたままであり、いまだに再提案がなされていない状況であります。

本来であれば、本議会に提案されるべきは、新型デジタル式受信機を購入する予算であり、あわせて修正された一宮町防災行政無線の設置及び管理に関する条例案の提案であります。

使用期限が限られているアナログ式の戸別受信機を購入することは、公金の有効な使い方から疑念であり、行政の最たる業務は町民の福祉の増進であり、このことを考えれば、町民の生命を守る新型デジタル式防災行政無線の推進は最優先されるべきことであり、その場しのぎ的な対応は非難されるものであります。

私は、防災行政の推進を求め、反対をいたします。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに討論ありませんか。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 私は、賛成の立場から討論をいたします。

今回の補正予算は4,084万3,000円の増額であります。10月から始まります幼児教育・保育の無償化に係る補助金や防災行政無線の戸別受信機購入など、町民生活に密着した事業を初め、行政運営を進める中、需要の変化などにより、急遽、予算計上が必要になったものや、

職員の4月の定期異動に伴う人件費などが計上されており、どれも必要な補正予算であると理解しております。

また、東京五輪準備事業の釣ヶ崎海岸広場進入路拡幅工事につきましては、東京2020オリンピック成功に向けて、歩行者の安全確保に必要不可欠であり、大会後の町の活性化と持続的な発展につながるものであると考えます。

つきましては、自立的、継続的かつ安心・安全なまちづくりを進める上では、全て必要な事業と判断しておりますので、私は本補正予算に賛成するものであります。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第4号 令和元年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 結構です。着席願います。

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第17、議案第5号 令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） それでは、議案第5号 令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの64ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,641万4,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動等に伴います職員の人件費の補正でございます。歳入につきましては、一般会計からの繰り入れにより264万9,000円を増額いたしまして、

また、歳出につきましては、職員の人件費に充てるため同額の264万9,000円を増額するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、議案第5号 令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第18、議案第6号 令和元年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、議案第6号 令和元年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明いたします。

76ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ469万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,934万5,000円とするものでございます。

続きまして、83ページをごらんください。

主な歳出をご説明いたします。

1行目の人件費につきましては、人事異動のほか、8月に看護師1名を補充しましたので、整理するものでございます。

また、4行目の償還金につきましては、昨年度の支払基金交付金につきまして、実績が確定いたしましたので、超過分の返還金を計上するものでございます。

続きまして、歳入に移ります。

80ページにお戻りください。

補正の財源といたしまして、上から国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金をそれぞれ定率により計上し、なお不足する財源を前年度繰越金から充てるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第6号 令和元年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第19、議案第7号 令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案第7号 令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明いたします。

議案つづり88ページをごらんください。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ9,649万2,000円とするものでございます。

それでは初めに、歳出からご説明いたします。

議案つづりの94、95ページをごらんください。

一般管理費の人件費ですが、4月の人事異動に伴うもので、44万円を計上するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、戻りまして92、93ページをごらんください。

歳出予算の財源といたしまして、一般会計繰入金より44万円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第7号 令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第20、議案第8号 一宮町立一宮中学校普通教室棟空調機設置工事の請負契約締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、お手元の議案つづり98ページをごらんください。

議案第8号 一宮町立一宮中学校普通教室棟空調機設置工事の請負契約締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の工事につきましては、一宮町立一宮中学校普通教室棟の空調機設置工事でございます。

契約金額については5,076万円、請負業者につきましては、長生郡一宮町一宮3178番地、片岡工業株式会社、代表取締役片岡暉雄。

なお、この契約につきましては、本年8月28日に入札が行われ、9月4日に仮契約を結んでいるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、議案第8号 一宮町立一宮中学校普通教室棟空調機設置工事の請負契約締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎諮問案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小安博之君） 日程第21、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 人権擁護委員に下記の者を推薦申し上げたく存じますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めさせていただきます。

令和元年9月18日提出。

一宮町長、馬淵昌也。

お願い申し上げたい方は、一宮町東浪見にお住まいの川崎正道さんでいらっしゃいます。川崎さんの略歴につきましては、お手元にお配りした資料のとおりになります。人格識見ともにもすぐれ、広く社会の実情に通じておられます。任期は令和2年1月1日からの3年間となります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 人権擁護委員の推薦ということですが、そもそも人権擁護委員の本年の具体的な業務内容がどういうものだったかと。ここまでの段階ですけれども、その辺についてご説明をお願いしたい。よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、人権擁護委員の主な業務内容ということですが、まず、町での活動といたしまして、保健センターで毎月第1木曜日に行っております人権行政相談日というものがございます。こちら、現在、一宮町に3人の委員の方がいらっしゃいますので、交代でお務めをいただいております。そのほかに、6月と12月の第1木曜日、こちら保健センターになりますが、特別相談日といたしまして、こちらは委員全員の方に対応いただいております。そのほか、長生郡内で組織しております茂原人権擁護委員協議会での活動等がございます。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより日程第21、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。川崎正道さんを適任とすることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 賛成全員。よって、本議会の川崎正道さんに対する意見は適任と決しました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小安博之君） 日程第22、同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

一宮町教育委員会委員に、渡邊恵之助氏を任命いたしたく存じます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めさせていただくものであります。

令和元年9月18日提出。

一宮町長、馬淵昌也。

一宮町教育会教育委員の渡邊恵之助さんが、令和元年9月30日をもって任期満了となります。そこで、改めて渡邊さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

渡邊さんについては、お手元にお配りした略歴書のとおりでございます。平成23年10月、一宮町教育委員に任命され、現在2期目であり、教育委員長も経験なさっております。また、町の民生委員推薦会委員、子ども。子育て会議の委員もお引き受けいただいております。教育行政はもとより、町行政全般にわたりご尽力をいただいているところであります。温厚なお人柄で、長年にわたる乳幼児教育、そして保護者とのかかわりによって得られた厚い信頼と豊富な知識、ご経験をお持ちの方でいらっしゃいます。町の教育委員として適任であると考えますので、議会のご同意をお願いいたしたく上程するものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 藤乗です。

教育委員の人事につきまして、推薦をされる町長に、2点お伺いしたいと思います。

1点目ですけれども、町の各種の委員の人事に関しまして、中には兼務であったり、町からの補助団体の長であったりというケースも見られる状況があります。また、在任期間がかなり長期にわたるという場合も幾つか見られるものです。社会情勢の変化が早急な状況であり、町にもさまざまな方が転入してきている状況でもあります。そういう中で、町が任命する委員などは、できる限り多選せずに、しかも、できるだけ若い年代の方もというように、さまざまな方に担っていただくべきではないかというふうに私は考えます。

現在、ダイバーシティという言葉が多く言われますが、これが重要と言われる時代でありますから、町の発展等、時代の変化への対応には、そうした点こそ重要ではないかと考えます。これは教育委員だけに限るものではございません。私の申し上げたいのは今回推薦された渡邊氏が不適格であるという意味では全くございません。

町長のいろいろお考えを、例えば、先ほどの大橋議員の一般質問に関するものに関してもお聞きしていく中では、さまざまな事業、政策においても多くの方々がかかわって、多くの事業者がかかわって、そうした積み重ねが重要だというようなお話もされてきました。また、町民の大勢の方が、いろんな形で町の行政の中にサポートされるというのが町長の望まれる形ではないかというふうに、今までのお話をお伺いすると考えるわけですけれども、同じ方を多選していくということと、そのダイバーシティという考え方からすると、矛盾しているのではないかなというふうに思われます。その点について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

2点目ですけれども、私も渡邊氏、教育委員としていらっしゃいますが、存じ上げております。ただ、渡邊氏にお伺いしたことがないのですが、学校教育の現場や施設その他、私の一般質問でも上げましたが、そうしたもの、あるいは社会教育施設、そういったものに関して、渡邊さんが実際どのようなお考えでいらっしゃるのかというところを、これまで教育長よりもお付き合いの長い、前回も推薦されている町長からお伺いしたいなというふうに思います。当然推薦される以上、お考えについてお聞きになっていらっしゃることだと思えます。教育委員会議にはご出席されないまでも、議事録等ございます。推薦の時点でのお話もあるかと思しますので、そこら辺、町長がどのように捉えられて渡邊氏がどういうお考えなのかということについて、その根拠も含めて、ご説明いただきたいと思います。

私の人事案件に関する選考の基準というふうにさせていただきたいと思しますので、その辺、よろしくお願いします。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私は、今、2つのご質問いただきましたので、一つずつお答えをさせていただきます。

各種の委員、兼務、あるいは長期の任命を避けて、大勢の方々、若い方々にも委員をやらせようというのがよいというご意見、一般論として申し上げて、私は賛成であります。しかし、さまざまな局面の中で、この方こそ、ぜひともこれまでに続いて、お願いをしたいという局面も多々あるかと思えます。私は、個々の方のお人柄、そしてご識見、お力を拝見しながら、当該のお役目をどこまで十分お果たしいただけるか、そういったことを判断していきたいというふうに思っております。

そうしたところから、今回の教育委員会委員につきましては、保育という学校教育と近接した領域で長い経験お持ちでいらっしゃる、そしてまた文化協会の会長として社会教育の面で幅広い活動を長年にわたって展開していらっしゃる、そうした側面から考えますと、余人をもってかえがたいと強く思うところであり、渡邊氏を私のほうからご同意をお願いするということにしたものであります。

2つ目のご質問、渡邊さんが学校教育、社会教育などにどのようなお考えをお持ちか、学校などの個々の案件につきまして、渡邊さんと意見を交わすことは多々ございます。私がその中を通じて大変深い信頼感を持たせていただいているのは、子供さん方の視点、そしてまた文化協会の会長様のお立場からしますと、実際に活動をしていらっしゃる個々の皆様の視点、そうした視点を大変大事にしていらっしゃるということでもあります。私は、そうした視点を渡邊さんが貫いていらっしゃるということは、これまでの保育での、また文化協会での実践を通じて、そうしたことを養われたというふうに考えております。そこで私としては、この渡邊さんに、ぜひともお願い申し上げたいというふうに考えたところでもあります。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 再質問というような形になってしまうんですけども、そうしますと、町長のお考えでいきますと、町長が再選された場合には、さらに渡邊さんをこの次の機会も、さらにさらにお願ひするという形にならざるを得ないのではないかなと思うんですけども、信頼されているという部分はわかりますけれども、そうした1人でということではない、教育委員が1人でないというのは、1人で担うわけではなくて、それぞれの考えを持ってという

ことなんでしょうかと思いますが、そこは教育長と違うところですね。その辺のところは、いかがなものでしょうかということ。

それから、私が直接お聞きしたいのは、学校の環境整備、そういったことに社会教育の場の環境整備、施設も含めてですけれども、そこら辺のところのお考えはどうなのでしょうかと。一般的に子供の立場でというのはわかりますが、具体的にどういうお考えなのかなというところがわかるような部分もお聞きしたかったわけですが、その辺はないんでしょうかということですが。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 1点目のご質問の趣旨が、いま一つ私、判然としないところであります。やはりご年齢というものもございますので、未来永劫お願いするということには必ずしもならないのではないかと、私は思います。いずれにしても、現在のところ渡邊さんには十分なお力がおありかというふうに考えるところであります。

また、施設について具体的な話を、具体的な構想を伺ったことがあるかということでもありますけれども、総合教育会議、その他、私は渡邊さんとご一緒する機会が多いんでありますけれども、個々の、例えばG S Sセンターをともに使いながら、ここはこういうふうになっているともっといいんだけどもというようなことはたくさんございます。公民館についても、そういった意見交換はありますけれども、私どもでまだ、全体としての整備計画を、教育委員会の皆様と町長部局とで総合教育会議の場で正式に議するというところまではいっておりませんので、私自身の考えも、必ずしも体系的に渡邊さんにお話しした経験はございません。また私も、体系的に渡邊さんから教えていただくという機会もなかったということもあります。一つ一つの意見の交換はたくさんございました。その中には、利用者の、とにかく視点というものが貫かれているというのが、私の強い印象でございます。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め討論を省略いたします。

これより日程第22、同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めること

についてを採決いたします。

お諮りいたします。渡邊恵之助さんを一宮町教育委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小安博之君） 結構です。

起立多数。よって、渡邊恵之助さんを一宮町教育委員会の委員に同意することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（小安博之君） 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第3回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時46分